

◎開会の宣告

(午前 10 時 00 分)

○議長（佐藤孝義君） おはようございます。

定足数に達しましたので、直ちに本日の会議を開きます。

上着の脱衣を許可いたします。

◇◇◇◇◇

◇◇◇◇◇

◇◇◇◇◇

◎一般質問

○議長（佐藤孝義君） 日程第 1、一般質問を行います。

一般質問は、一問一答方式により行います。議員各位並びに当局は、簡潔な質問・答弁に留意され、実質的な審議を尽くされますようお願いいたします。

質問項目が複数ある場合には最初一括して質問し、2 回目から項目ごとに質問するか、または一括して質問するかは、質問者の裁量で質問していただくこととします。

なお、質問時間は答弁を含めて 60 分以内とします。

質問は一般質問者席に着いてから開始し、終了時間は議長がお知らせします。

よろしくお願いいたします。

順番に発言を許可します。

10 番、酒井右一君の一般質問を許可します。

10 番、酒井右一君、登壇ください。

〔10 番 酒井右一君 登壇〕

○10 番（酒井右一君） おはようございます。

通告に基づきまして一般質問をさせていただきます。

まず一つ、一つしかありませんが、国保朝日診療所の現状はということで、質問の要旨です。

現在、朝日診療所は、土日祝日の休診及び入院機能が停止した状態が長期にわたって続いております。町民や地域住民の方々の間では、この先、只見町の医療はどうなってしまうのか、診療所は元の姿に戻るのかという不安が極めて強い状況にあります。

この問題については、去る 12 月議会で一般質問において町長と議論を行い、町長からの、従来の医療体制を目指し、診療所機能の回復に努力していくと答弁がありましたし、私も最

後に、2回ではありましたが確認をいたしました。

しかしながら、その後も診療所の機能の制限は継続し、住民に対して、今後の見通しや工程が十分示されている状況とは言い難いと考えております。

本町唯一の医療機関である朝日診療所の在り方は、単なる施設運営の問題ではなく、町民の暮らしに直結する極めて重大な行政政策課題です。医師確保の進捗、今後の方向性について、議会のみならず、レンズの向こうにおられる広い、広く各住民に対しても説明責任を果たす必要があるのではないかと考えておりますので、そこで以下について問います。

一つ、去る12月議会答弁以降、朝日診療所を取り巻く状況に変化はありましたか。この点について、医師確保については進んでおると。しかしながら、個人の状況も、（聴き取り不能）もありますので公言できないという内容でありました。希望を持っておりました。

2番、町長が答弁された、従来の体制の回復に向け、現在どの段階まで取り組みが進んでいるのかお伺いします。

3番、これらの現状及び将来も含め、診療所の将来も含め、住民に説明し、住民の医療不安を払拭すべきと考える。執行機関の長たる町長の見解を伺います。

以上であります。

○議長（佐藤孝義君） 町長、渡部勇夫君。

〔町長 渡部勇夫君 登壇〕

○町長（渡部勇夫君） 10番、酒井右一議員のご質問に項目ごとにお答えいたします。

まず、1点目の12月議会答弁以降、朝日診療所を取り巻く状況に変化は、についてであります。今年2月に会津医療センターとオンライン診療を開始し、今年度につきましては6月から3ヶ月毎に定期的に実施することとしております。

次に、2点目の、従来体制への回復に向け、現在どの段階まで取り組みが進んでいるのかについてお答えいたします。医師の確保については、引き続き民間の医療人材紹介会社と契約し、全国を対象としたマッチングやオンラインによる診療所紹介、医療情報サイトへの寄稿などを実施しておりますが、現状として採用までには至っておりません。看護師につきましても現在募集を行っているところであります。医療従事者の確保なしには従来体制の回復は望めませんので引き続き努力してまいります。

3点目の現状及び将来も含め住民に説明し、住民の医療不安を払拭すべきと考える。町長

の見解を問う。についてであります。朝日診療所の現状につきましては、毎月、当月の診療体制や医師からの一言を添えて、朝日診療所だよりを発行し、全戸配布を行っており、町民の皆様にはお読みいただいているものと思っております。

今月１日に保健福祉審議会の第１回目を開催し、第二次朝日診療所基本計画案について諮問いたしました。審議の後、答申をいただき、策定する見込みです。朝日診療所の将来像や目指すべき姿について、計画策定後に町民の皆さんにお示ししたいと考えております。

朝日診療所は地域のかかりつけ医として一次医療を担い、現状の体制でできる限りの医療の提供を行っております。町民の皆さんの不安をなるべく少なくできるよう、近隣の医療機関と連携し、救急対応や入院の受け入れを行っていただいております。遠方への通院が難しい方へのオンライン診療も将来的にはより多くの方にご利用いただけるような体制づくりに取り組んでおります。ＩＣＴを活用した死亡診断についても、シミュレーションを行いながら実装に向け準備を進めております。現状としては大きく変化が見えない状況ではありますが、できることから少しずつ時代に即した医療の提供に取り組んでおりますので、ご理解をお願いいたします。

○議長（佐藤孝義君）　１０番、酒井右一君。

○１０番（酒井右一君）　再質問をさせていただきます。

町長あの、今の答弁で、現状にはさしたる変化がないということで括られました。

確かに、オンラインといっても万能ではありませんので、人間のようにありませんので、現在の（聴き取り不能）としては。

総務委員会でも報告がありましたが、それほど画期的な変化がないので、現状、変化があまりないんだと思います。

変化がないということの一番大切な部分をお伺いしますが、１２月に町長が執行機関の長として発言された、診療所の機能を元に戻すと。これを確認したわけですが、この点には変化はないですか。

○議長（佐藤孝義君）　町長、渡部勇夫君。

○町長（渡部勇夫君）　お答えいたします。

そういった、酒井議員のご質問をいただいたことは勿論承知しておりますし、そういったことで努力を続けるということは申し述べさせていただきました。

○議長（佐藤孝義君）　１０番、酒井右一君。

○１０番（酒井右一君）　そうすると、私の質問については現状に戻すということが変化はなく、それについてはなかなか課題が多いと、時間がかかるよと。そして、診療所の、いわゆる休日以外のオンライン、あるいは電子機器を利用した診療については医者がいればできるということであって、いわゆる診療所の休診日、土日祝祭日、これについてはオンライン機器、なんと言いましょうか、流行語に弱いので、ＯＣＴっていうんですか、ＤＸっていうんですか、診療所においては休日にはそういったものを使って診察できる状況ではない、急患を診る状況ではないということは私の想像どおりでありましょうか。端的にお答え願います。

○議長（佐藤孝義君）　町長、渡部勇夫君。

○町長（渡部勇夫君）　お答えいたします。

酒井議員、十分ご承知のとおり、国民健康保険朝日診療所という位置づけでございまして、一次医療機関です。そういった中であの、二次医療機関が県立南会津病院とか、もっと大きなところ、高度であれば第三次、また救命救急というふうにこう、フェーズが変わっていくわけですが、やはり診療所の役割は一次医療機関、プライマリケアを担うという医療機関でありますので、まずは、しっかり、そこを担っていただくという役割があるというふうに思っております。

従来は救急病院の指定には当然なってませんが、２４時間３６５日、一次医療機関としては、今改めて考えてみると、あり得ないような、そういった対応を、先生方の献身的なご努力もあったり、関係者の方々のご努力があってかなっていたということで、今、様々な事情変化、制度上の改正等含めまして、それを同じことを強いるということはもはや、法律上も、様々な制度上もかないませんので、それでやるとなれば、より大勢の人間、より多くの投資をしていかなければなりませんので、その辺のこと様々含めまして、努力していくとは申し述べておりますが、併せまして、６月１日に１回目の保健福祉の審議会を開催し、そこに諮問いたしましたので、その結果を踏まえまして改めてその考え方を反映していくようなことを考えていきたいというふうに考えております。

○議長（佐藤孝義君）　１０番、酒井右一君。

○１０番（酒井右一君）　答弁署に基づけば、オンラインで診療するとか、いろいろ、電子機器でやると書いてありますが、回線を使ってやりますが、これあの、医師の不在である休日にできるかどうかを聞いたんであって、その部分についてお答え願います。できないですよ。

○議長（佐藤孝義君） 保健福祉課長、吉津瑞穂君。

○保健福祉課長（吉津瑞穂君） ただ今の酒井議員の質問にお答えいたします。

現在、朝日診療所で取り組んでおりますオンライン診療につきましては、朝日診療所の診察室を使用しまして、会津医療センターのドクターに診察をしていただくというものに今現在取り組んでおります。土日祝日に会津医療センターのドクターがもし対応できるのであれば不可能ではありませんけれども、現状としては曜日を指定しての平日での対応となっておりますので、現状としてはできないというお答えになります。

○議長（佐藤孝義君） 10番、酒井右一君。

○10番（酒井右一君） 結論は現状としてはできないと、最後締めくくられましたので、土日休日は診察ができない、治療ができないと、そういうことだと理解しました。

ところであの、昨今、こういう、これは警察署から出たものであります。各戸配付になりましたから皆さんご存じですな。只見警察速報。先ほどの事故、先般の事故について、気を付けなさいよという話でした。

実はあの、私は大変な、被害者が誰であれ、こんな事情が起こった時に、これはあの、命を落とすなと思ったので、調査を、委員として調査をさせていただきました。

今回の質問の中で行いますけれども、地域医療の在り方ということで、今回の事故を調査してみました。実際に発生した重大事故に触れますが、この事故ですよ。この質問の趣旨については、本人を含めて関係者の了解を得て、そして回答していただいております。回答しない、拒否される方はおりませんでした。

通年議会における開会中の議会の議員の立場で質問をいたしますと前置きしておきました。

先般、本町において農作業の重大事故が発生し、住民が片足を失ってしまうという重傷を負いました。生身の体から片足をもぎ取ったわけです。幸いにも、朝日診療所の、いわゆる診療時間中であり、第一発見者、これも申し上げてかまわないんですが、極めて見識のある方で、適切な判断、それと通報、さらにはそれに基づく診療所医師による迅速かつ適切な初期体制が行われて、ドクターヘリによる、高次、つまり三次・四次、高い領域の医療機関への搬送に繋がったということを伺っております。この事故は極めて重大な事案であり、関係者からは、関係者、複数人おります。現場での適切な手当と処置がなければ命にかかわる事態となった可能性があるという伺っております。これはどのような治療をされたか、先生に聞いてまいりましたが、あえてここで言う必要はないので言いません。

この事例は朝日診療所が地域の住民の生命を守るうえで極めて重要な役割を担っている、いたことを改めて示すものであります。悲惨な事故でした。同時に、この事故は朝日診療所が機能していたからこそ命が保たれた、救命に繋がった事例であり、休日や医師不在時であったならば、あるいはオンラインなどであったならば、どうなっていたんだろうかという不安を、大きな不安を住民に持たせてしまいました。本当に深刻な話でした。

そこで伺います。

今回と同様の重大事故が、休日、つまり医師不在時に発生した場合、町はどのような医療体制をシミュレーションしているのか。休診中だから救急車呼んでくれということでは済まない事故が今回の事故であります。現場、畑の中で、医療器材を使って、そして、いわゆる肉体から金属の刃を取り除く作業、できませんでした。ロータリーの刃を、機動力を使って外し、付けたまま運ばれました。これが休診中ではできないはずです。また、このことは命を救った第一の要件であります。それぞれの方々が、このことは自分の身に起こった、あるいは自分の家族に起こったこととしてイメージしてほしいんです。その時、あんた達、どうしますか。

これ、簡単なようですが、第一次発見して、あんな状態を見て、どこに電話したらいいか。そして、さあ、突き刺さった刃物を抜こうというのが普通の考えです。しかし、小沼さんは抜く行為には至らなかったです。抜けば大出血に繋がる。そんなふうな状態で皆さん、同じようなことができるかどうか。極めて不安であります。

前置き長いですが、町長はそんな時の事態に、対応を定めた、手順を定めた、マニュアルなどを準備されているのか。整備されているのか。あるいは休診中には診療所、誰もいないと。個人の家に電話かけろみたいな話になるのか。このような時に、このような時というのは今まで長々と語った経過の中で、見つけた人、本人、その方は、何を、どうすれば、命を助かる方法があるのか。今回の**事故**は、これ、非常に極めて教科書のほどたいしたもんだと考えておりますが、その時に、医師がいない時に、診療所が休んでおる時に、どうしたらいいのか。救急車呼べと。そして田島行けと。ほかの病院へ行けという話も聞いておりますが、その暇がないんです。現場で処置しなければ命を落とすというような状況の時に、どうしたらいいのか。町民とコンセンサスをとっていらっしゃるのでしょうか。あるいは、こういう書面で何らかの情報がまわっているのでしょうか。お伺いします。

○議長（佐藤孝義君） 保健福祉課長、吉津瑞穂さん。

○保健福祉課長（吉津瑞穂君）　ただ今のご質問でございますけれども、基本的にあの、土日に今回のような事故が起きた場合については、やはり診療所では対応はできませんので、救急隊のほうに連絡をしていただくというのが本来の対応になっております。

で、今回、朝日診療所の医師が現場に向かった経緯としましては、南会津の西部地区には只見地区と、あと伊南地区にしか救急車がないということで、只見地区の救急車が当時、出払っていて、伊南から向かって来る途中まで時間が非常にかかるものですから、診療所の医師のほうで急遽、現場に向かって、降圧剤等の処置をされたという経過は私のほうで伺っております。

やはりあの、診療所、先ほど町長も一次医療機関というお話ありましたけれども、今回のような事故で診療所でできることは非常に限られておりますので、早急に命を救うという選択をするのであれば、やはり救急隊を要請をして、今回のようなドクターヘリを要請していただくというのが一番の近道なのではないかなというふうに私のほうでは思っております。

今回、医師、今回というか昨年からですけれども、医師が、常勤医師が不在になるということで、消防隊のほうとは様々相談をさせていただいて、こういう場合には救急隊にお願いするといった約束事のほうは診療所と各機関とでお約束させていただいておりますので、今回の対応はそれに沿ったものだというふうに私のほうでは認識をしております。

○議長（佐藤孝義君）　１０番、酒井右一君。

○１０番（酒井右一君）　私があ、懸念をして質問したのは、そのように迅速に救急連絡ができるかどうか。救急連絡してもいない場合がある。第一発見者がまったく素人の方で、さあ、救急車電話しましょうと。来るまで時間がかかると。その間に出血は出ると。先生には昇圧剤もやったし、麻酔もやったしという話、みんな聞きましたが、これはあの、今、説明員のおっしゃったような、そのようなことを一律的にやっていけば、事件は千差万別でありますから、極めて危険な人もありましょうし、こういうケースもありましょうし、救急車の都合もありましょうし、まず、診療所で、誰もいない診療所だとは思いますが、診療所でどうしたらいいんだと、ケガの状況こうだから、どうしたらいいんだというような、これ、医師でないとできないのですかな、まず、救急車呼べと。今回の事件は、発生から２時間以上かかってヘリが出ました。２時間かかって、あのままの状態だと、止血剤もない中では、失血死も考えられるという状態だったそうです。このところを、一つの型にはまった話ではなくて、千差万別のものを振り分けるような方法を考えていただくわけにはいかないでしょ

うかという話です。

そして、すぐ救急車を呼べという話も、それ、一択ではないはずです。状況に応じて救急車なのか。状況に応じてすぐ行けという話なのか。様々な選択肢があるんだと思います。そこら辺を、一般の町民の方々がわかるように、フローチャートのようなものを書いて、注意を喚起されたいかがですか。

それから回答に書いてありますが、診療所だよりのもの出していると言われますが、これについて、お医者さんの話で、今後の診療所をどうするかとか、意見を求めますとか、そういったその、朝日診療所の医療の企画、政策の在り方に触れているものはないようでした。先生の自己紹介のような、あるいは先生が、こうした時はこうしろ程度の、勿論、第一次医療ですから、第一次医療の範疇で、診療所のサロンのようなものですので、これによって、私の質問に答えたということにはなっていないと私は感じております。

まずその、定立的な、一定の決まりきった作業でよいのかどうか。千差万別の状況に応じてどうしたらいいかということについて、どのように考えられますか。

○議長（佐藤孝義君） 保健福祉課長、吉津瑞穂さん。

○保健福祉課長（吉津瑞穂君） 状態はいろいろな状況があるというのは私のほうも承知はしております。

先ほどの質問は、こういった重大な事故が起きた場合にどうするのかというご質問だというふうに私思いましたので、救急車を要請していただくのが一番近道だろうというお答えをさせていただきました。

勿論あの、異変が起きた場合、全てが救急車というわけではございません。日中帯、平日であれば、勿論、診療所に来ていただいて診ていただくというのが一つの選択でございます。

休日夜間につきましては、以前に町民の方にもお知らせをしましたが、救急車を呼ぶか、診察を受けるか、選択に迷った場合には、7 1 1 9という救急相談の電話を県のほうで開設をしておりますので、診療所に繋がらない場合にはそちらを利用させていただきたいということ。または一番近隣である県立病院、二次医療機関のほうに相談をしていただく。やはり救急車を呼ばないと自分ではちょっと難しいという状況であれば救急車を呼ぶといった、様々な選択があらうかと思います。

しかしながら、その一次医療機関である朝日診療所に、それを全て準備しろというのはまあ、非常に難しいお話を、だなというふうには思っております。ドクターといいましても、

やはり専門がございまして、今回のようなケガの場合ですと、やっぱり内科の先生であれば、やはり専門のところに行くべきという選択をする方もいらっしゃるのではないかなというふうには思っております。

町民の方のお知らせという意味では、こういったお知らせをもう一度、診療所のほうでも丁寧に、保健福祉課のほうでもそうですけれども、丁寧に行ってはいきたいなというふうには思います。

また、診療所だよりの件につきましては、お知らせということで、現在、診療所はこのような形で診察をさせていくというお知らせになっておりまして、今後の診療所についてご意見を求めるといったものを知らせるお便りにはなっておりませんので、そういった記載はありませんけれども、やはり体制を整えていく中で、要望だけ全部を聞くということは、我々としてもできませんので、特に目的もなく、こうしてほしいという意見を全て求めるといったことはしておりません。

昨年、令和6年ですかね、6年度に、医療・介護・福祉在り方検討会の中では町民の代表の方にも出ていただいて、ご意見のほうは聞いてございますので、そのような状況だということでございます。

○議長（佐藤孝義君） 10番、酒井右一君。

○10番（酒井右一君） 町長に伺っておりますが、今回のような事故が起こるということが、可能性ではなくて現実起こったわけです。これは、今までこうしてきたから、ああしてきたから、という、この範囲から外れた話です。これについて、解決する方法は、町長が12月からおっしゃっておられる、現状に戻す方法、診療所。私はこれしかないと考えます。一次医療、二次医療だって、そこに勤務されておるお医者さんは医師です。二次・三次というのは症状によって、手術なり、何なり、していったって、様々な機械を揃えて、こういう脳の開頭手術ができるというのがあって、医療の一次というのは、一次医療機関の医師であるということではなくて、こういった治療ができるか・できないかという、地域の医者であると、そういう医学とはまた別な話の一次医療機関でありますので、こういったその、非常に大変なことが起こった時、例外的な話だと思うんですが、起こり得る話です。この辺はチェーンソーも使いますし、トラクターも使いますし。そこら辺を町長は踏まえたうえで、元に戻すと言われるんでありますから、そのようなことを踏まえての答弁を、執行機関の長たる立場からお伺いしたいということです。一言お願いします。

○議長（佐藤孝義君） 町長、渡部勇夫君。

○町長（渡部勇夫君） お答えいたします。

私はあの、一般質問の通告をいただきまして、国保朝日診療所の現状はというタイトルでございましたので、そういった運営面、医師の確保は当然でございましたが、そういった点からの質問をいただけるのかなというふうに思っておりました。

本当に先般の不慮の事故につきましては、本当にお気の毒でございますし、心からお見舞い申し上げます。

本当にそういった中で、どうしていいかわからない、パニックといいますか、本当に、本当にどうしていいかわからない状況だったということは私も思います。

そういった中で適切な対応をされた地域の方々、近隣の方々、そして朝日診療所の先生や消防本部、消防署、新潟のヘリの方とか、実はあの、会津中央病院のドクターヘリも田島までは駆けつけておりました。日暮れが迫っていたものですから、もしかすると、ヘリが離陸できないかもしれないと、そういったことも考えて関係者が連絡を取り合っていたいて、田島までは中央病院のドクター、の救急車が来ていたということは伺ってます。ですから、1秒でも早く離陸していきたいということなんで、やはりあの、その常設のヘリポートではありませんので、そういったことで考えていかなくちやということありますが、やっぱり関係者の方々のご理解を得て、やっぱり1秒でも早くスムーズに離陸できるような環境整備も我々も大事だなというふうに思っております。

そういったことと、やはり保健福祉課長が申し上げたとおりでございます。気持ちとしてはよくわかりますけども、やはり、それが今までへき地と言われてきたところの大きなハンディキャップです。ですから、診療所の先生方もできる限りのことは勿論やっていただいて本当に有難く思ってます。本当にあの、ですが、一番はやっぱり、万が一の時には救急車、119番を呼ぶのがやっぱり私もそれしか思いつきません。正直。あとはあの、道路改良で少しでも大きな病院へのアクセス時間を短くして、それも1分、1秒、早く診察していただくという道路整備や環境整備をどう整備していくかに尽きると思います。消防署の方々も本当に、救命救急の資格取った職員も今、増えてますし、消防職員も懸命に努力していらっしゃいます。

そういったこと、また、警察のほうも、起きたことは本当に残念でございますが、またこれから議員おっしゃるような懸念もないわけでありませんので、警察としては少しでも啓発

するという意味で、そういったチラシを配布されたもので、やはり関係機関、関係者が力を合わせて、その改善、なるべく未然に防いでいくということを心掛けていくということが今でき得ることであろうというふうに思います。

議員おっしゃることは、お気持ちとしてはわかりますが、今これほど医師が減っている中、日本全国でございますが、そういった中でさらにハンディキャップのある地域が、少しでもその努力していくことは当然ではございますが、やはり、非常に辛い、心無い、というふうに思われるかもしれませんが、懸命な努力はいたしますが、やはり難しいところは難しいというふうにはっきり申し上げるしかございませんので、やはり、そういったことで関係者が力を合わせて努力していくということに尽きるかというふうに思います。

議員が求めていらっしゃる的確な答弁にはなっていないというふうには承知しておりますが、どうかその辺のところをご理解、お汲み取りいただきまして、一つ一つ前に進めさせていただきたいと思いますので、どうかよろしくお願い申し上げます。

○議長（佐藤孝義君） 10番、酒井右一君。

○10番（酒井右一君） 俺の質問に対して、的確な答弁になってないとおっしゃいましたが、私はあの、こういう事故も想定した、何らかのサイクルを、提案されるのなど、そう期待しておりました。今後ともその、事故発生からやっぱり、救急車だと6分・10分、これは脳出血とかそういう場合でしょうけれども、あの場合は出血、失血、あるいは消毒、殺菌、麻酔、本人は途中までしか記憶がなかったと言っております。

そこで大変活躍された方は元町長です。

これはこれとして、なんとかひとつ、良いアイデアを考えて、我々側に、一方の、二元ですから、一方の一元に提出していただきたいと思います。

続いてですが、これあの、医療福祉審議会というものを少し、ちょっと変だなと思って伺いしますが、私、資料要求として、この一般質問の前段に、朝日診療所基本計画について、今年の分、半年は過ぎましたが、計画書を資料として求めるということを書いたところ、ざっと言えば、第二次国民健康保険朝日診療所基本計画につきましては、保健福祉審議会調査審議を経て策定、公表するというふうに回答いただきました。しかしながら、これってあの、町長なら当然、ご存じでしょうけれども、役場職員ならわかってるはずでしょうけど、諮問委員会でしょ。諮問委員会。絶対的なものではないんですね。何故かという町長の下部機関です。

今回の場合は町長が１２月に元に戻すと、政治政策的な判断をしておりますから、執行機関の長として、しておりますので、それに基づいた基本計画を出す。そして内容をどうするか。細かい時点についてはまた今後、やっていけばいいでしょう。何故、基本計画がいるかというのは、これを公表されれば、今後、医療機関はあそこに今までどおりあるんだと、良かったと、私はここにいますから情報とれますのでわかりますが、レンズの向こうにいる方々は長い期間、最後に出て行かれた若山先生以降、長い期間、今のこのような状態が続いております。それがいつ解決するのか、どうするのか。それは町長の政治姿勢によって基本計画をこう作れと、そしておいて、審議会にかける。これだって筋ではないですか。むしろ、そのほうが筋でないですか。まあ、ひけらかすわけではないですが、以前、私もいろんな仕事をしていましたが、自治法の１３８条３の２でしたか、ここにはっきり、執行機関の長の附属機関であると、こう書いてあるわけです。この場合は町長の意志がはっきりしていますから、基本計画を書いて、変わらないんだよと書いて、かつ、今後さらに良くなるように、審議会を通して研究して、診療所の体制を良くしていきます、加減の話は町長の決定次第でできるはずですよ。だって、審議会に対して、診療所開けたらいいか、閉めたらいいか、なんて話は町長いないと同じでしょ。それができないかどうか。早急に計画作って、町民の方々にわかるように、大筋の手順としてはネットに上げるでしょうが、皆さんに聞くと、ネットなんかできねえという人が大半です。機械も持たないし。ですから、何らかの形で配付するなり、していただきたいが、これは私の暴言ですかね。まっとうな話ですかね。要は、自治法には、審議会は附属機関だと、長の附属機関だというふうに規定してあるうえで、町長が政策判断をして既に１２月にしてあることです。これを基本計画として載せて、くどいようですが、この基本計画を実行するにはどうしたらいいのか、まず、決めることは決めておいて、そして細かいことは審議機関に聞いて、その結果、その答申が町長の政策と合わなければ、取り上げなければよろしいでしょうし、合うのであれば取り上げたほうがよろしいでしょうし、言葉悪いですよ。委員会の説明やなんかも、審議会で審議しますとか言ってますけど、隠れ蓑になってませんか。審議会は。そこが非常に心配するところですが、まあ、頑張りたいと思います。いかがですか。

○議長（佐藤孝義君） 町長、渡部勇夫君。

○町長（渡部勇夫君） お答えいたします。

審議会の位置づけにつきましては、地方自治法上は議員おっしゃるような位置づけだとい

うふうに承知してます。

ですからあの、町長が必要に応じて、審議会を構成して、諮問して、答申をいただくと。そして、その結果を尊重したうえで議会と協議、方向性を示すという段取りはそのとおりだというふうに思います。

ですから、全てが審議会を通さなくても、それは最低、庁議で確認して、議会に提出すると。委員会説明とかありますが、そういったことで、主だったものはそういった進め方で良いのかなというふうには私は思います。が、ただ、こういった、特に専門的な高度なものにつきましては、やはりその、医師であるとか、その専門性の高い方々に入っていて、そのご意見を反映した計画にさせていただかないと、実行性がありません。全然、医師免許の持っていない、専門性のない我々が、何人、お医者さんいたほうが良い、これもできたほうが良い、あれができたほうが良いと、そういったいろいろ盛り込んだ計画を作っても、それが現実に機能しなれば、その計画は一体何だったのかということになりますから、やはりちゃんと実効性が担保できるような、ものにしていかなければならないということで、やはり専門の先生、お医者さんに複数入っていただけてますし、関係者の方入っていただけて、実効性のある、そして、ただ、だからと言って、何でも縮小していくんじゃなくて、本来のものができなかつたら、じゃあ代替え機能として何ができるかとか、そういったものを計画の中に盛り込んだ将来を見据えた計画づくりをしていきたいという思いでございますのでご理解をいただきたいと思います。

一つあの、情報提供させていただきますと、既にあの、ご存じの方もいらっしゃるんですが、今年度中にはD e N Aが、そのN T TのI O W Nアイオンを使って、今、5 Gですが、6 G、7 Gを使った、その高速の通信を使った実証実験を只見町で行います。それはあの、極端に言えば、遠隔地にいながら手術が、遠隔で手術できるような、そういった2030年モデルのそういった高度な技術だそうでございます。現在の光ファイバーよりも100倍も速い、また、電気の容量的にも少なく済むという、専門的なことは細かくわかりませんが、そういったふうに伺ってます。そういったことも含めて、そういったところに頼るという道も一つありますから、それが全てとは毛頭申し上げませんが、様々な思いや先端技術を駆使して、その住民の方々の生命や、その重症度を下げるという努力をしていくということは、まったく気持ちは議員と、私も同じでございます。ですが、可能性のないことを、やります、やります、と言っても、それは結果が伴ってきませんので、やはり専門の方々のご意見や先端の

技術をいただきながら、やはり現実的な計画にさせていただきたいと、そのうえで皆様方のご意見をさらにいただきたいというふうに思っておりますので、どうかどうか、その辺の事情はご理解いただきまして、引き続きのご提言をよろしくお願いいたします。

○議長（佐藤孝義君） 10番、酒井右一君。

○10番（酒井右一君） まあ、N T Tの高速回線を使えば、何らかの診療の上乗せできると思います。私聞いているのは、休日診療で患者を診れる元の体制に直していただきたいということが根底にあって、12月の議会を基に、その後の続編ということでお話をしております。

ですから、ライン、通信速度が強化されれば、休日や診療所休みの時にも、その医療の相談はできますかと。そこを聞いております。それについてはできる時もあるし、できない時もあるみたいな話してましたが、なかなか、町民の方々はご理解できないんだろうと思います。

私が理解するんじゃなくて、テレビに映っている方々が理解できるように話していただきたい。回線が整備されれば、日曜、いわゆる診療所の休診すること、これが解消されますかという、これ一つ聞きますが、端的にもう一つありますので、お願いします。

○議長（佐藤孝義君） 町長、渡部勇夫君。

○町長（渡部勇夫君） 高速通信の話は休日の話とはまた別でございまして、休日に、朝日診療所が引き続き、休日でも夜間でも診察できるような体制は今のままでは難しいと思っております。ですから、それを補うために様々な方法を考えていきますけども、端的にとおっしゃいましたが、私も端的に申し上げれば、土日でも、夜でも、診療所で診てもらう環境が、勿論、私も住民の一人ですから、万が一の時、そのほうが心強いです。そのほうが良いとは勿論思っています。思っていますが、それを現実にもそのようにすることは今の状況では極めて難しいというふうに思っていますが、さらに、それに代わる手段が何らかのものを講じることはできないとか、それを提言できないかということを併せて審議していただきたいなというふうに思っております。

○議長（佐藤孝義君） 10番、酒井右一君。

○10番（酒井右一君） 最後になりますから、もう1問ありますが、いわゆる働き方改革以降、従来の診療体制で、夜でも、休日でも、診療所に電話1本かければ、（聴き取り不能）神社の下の方に行き、畑に行き、そのケガの状況診れる状態にはならないということですか。

○議長（佐藤孝義君） 町長、渡部勇夫君。

○町長（渡部勇夫君） いや、あの、先ほどの答弁に尽きるんですが、診療所は勿論、できる限りのことを先生方やっけていただいておりますので、本当に常日頃感謝しておりますが、土日とか、夜間とかの、その救急病院のような診療所に戻ることは極めて難しいという現実をお話させていただきましたので、そのところは、そうあってほしいというお気持ちはわかりますが、やはり現実は今、そういうふうになっているということはご理解をいただきたいなというふうに思います。

○議長（佐藤孝義君） 10番、酒井右一君。

○10番（酒井右一君） 時間がないわけですが、3月8日に、医療福祉審議会の条例ができたようです。6月1日になんか諮問されたそうですが、何を諮問されたかお伺いします。

○議長（佐藤孝義君） 保健福祉課長、吉津瑞穂さん。

○保健福祉課長（吉津瑞穂君） 諮問の内容については総務員委員でもご説明をしましたけれども、第二次国民健康保険朝日診療所の基本計画について。もう一つは旧あさくさホームの利活用についての2点でございます。

○議長（佐藤孝義君） 10番、酒井右一君。

○10番（酒井右一君） 問題は、町長の言われた言葉を諮問委員会にかけずとも、政策の範囲で基本計画を作って、何ら差し支えないと法律は言っております。諮問機関はそのうえで、町長の政策、細かく、どうすんだ、ああすんだ、これ、ああすんだと、これは良いでしょう。住民が求めていらっしゃるの診療所の町長における基本計画ですから、それはあの、いや実はあの、諮問委員会にかけたら、このところはこうでした、ということだって良いでしょう。しかし、診療所がこのまま継続する、あるいは元の状況に戻す、それについて努力していくというようなことはできるはずですよ。何故なら、くどいようですが、審査機関は、審査委員会は、執行機関の長の下部機関ですから、取り上げても、取り上げなくても良いとも言ってます。解説本を見ますと。町長が政策として実行するための支援機関と言ったら変ですが、要は、法律には下部機関と書いてあります。なので、早急に診療所を、今後、元に戻すのか、戻すのはいつになるのか。そして、その中でどういう診療をするのか。様々なことは審議会を経てからでよろしいでしょうが、まず、大きな柱だけでも、基本計画ですから、屋台骨だけでも基本計画として出していただきたい。勿論、当局側に、もっと詳しい話を審議会を通して聞きたいのであれば、それはその後にも基本計画の追加分として出されるの

は結構です。

今、レンズの向こうで心配される方は、診療所がどうなってしまったんだろうなと、それですよ。どっち行っちゃって60キロ以上あるわけですから。特に冬なんかは困るでしょう。

そして、私側からだけで質問しているんじゃないです。見ている人がわかるように、そして、本人も見えますから、今。なので、くどく説明しています。町長が何を考えているかによって職員は変わりますから、ひとつ、(聴き取り不能)を持って課題に挑戦していただいて、皆さん良かったなと思うようにしていただきたいと思います。

回答されますか。私としては言い分は言ったようなつもりですが。

○議長（佐藤孝義君） 町長、渡部勇夫君。

○町長（渡部勇夫君） 改めて酒井議員から、本当に切実な、非常に只見町の置かれている厳しい医療環境のご指摘、それに向けた町長としての改善の努力を示せということで本日お質しをいただいたところでございます。

その、おっしゃることは、本当にわかります。し、そのような方向にしていきたいという思いはございます。が、やはり、医師であったり、看護師であったり、その医療技術者であったり、また、消防、警察、隣県のそういった関係者、また、今も県立南会津病院や宮下病院、そして会津医療センター、もっと言えば福島医大のほうの様々な方々の、自治医大も含め様々な方々の応援をいただきながら、現在の先生方にお勤めいただいている。ですから、朝日診療所は決して無くしてはいけないということは、そこは堅持しなければいけないというふうに思っております。が、その充実を求めることは当然でございますが、やはりそういった関係者、医師免許含めました、そういった方々が、持っている方々との力が全部合わせることができないと、町長と職員だけでは如何ともし難い世界でありますので、その辺のところは議員、十分ご理解のうえでご質問をいただいているということも承知しておりますが、全てが全て、おっしゃるようにできるような今の時代趨勢とか環境でもないということも併せてご理解をいただきたいと思いますので、引き続き、審議会の実りある審議をお願いしながら、その、少しでも充実できるように努力をしてまいりたいということを申し述べさせていただきます。

本当にお気持ちは十分受け止めさせていただきました。

○議長（佐藤孝義君） 10番、酒井右一君。

○10番（酒井右一君） これで私の質問を終わります。

ご無礼な話もあったかと思いますが、そこは皆さんが、町民の皆さんのために頑張っておられる町長の姿をここで見れるわけですから、お互いに頑張っていきたいと思いますので、よろしくお願いします。

ありがとうございました。

○議長（佐藤孝義君） これで、10番、酒井右一君の一般質問は終了しました。

2番、目黒道人君の一般質問を許可します。

2番、目黒道人君、登壇願います。

〔2番 目黒道人君 登壇〕

○2番（目黒道人君） それでは、通告に基づき一般質問いたします。

2番、目黒道人です。

一つ、質問事項一つです。

駅前複合施設、内容の再検討を、ということで質問いたします。

八十里越道路が開通の受け入れ施設として駅前複合施設を計画中ですが、当初の計画とは変更された内容があります。また冬季間も通年通行できるまでにはさらに年数がかかるとされています。冬場の売上減によって赤字となる計画になってまして、そもそも問題があると考えてます。以下についてちょっと伺います。

一つ目、ドラッグストアからコンビニへ変わったのはなぜか。

二つ目、開業時期はいつか。

三つ目、観光公社への依存度が高いと感じています。公社の受け入れ体制は十分なのか伺います。

四つ目、現インフォメーションセンターが不十分だとする根拠は何か。

五つ目、今年度の交通センサス結果で見直しは検討されるか。

この五つです。

○議長（佐藤孝義君） 町長、渡部勇夫君。

〔町長 渡部勇夫君 登壇〕

○町長（渡部勇夫君） 2番、目黒道人議員のご質問に項目ごとにお答えいたします。

はじめに、ドラッグストアからコンビニに代わったのはなぜかについてであります。まず、駅前複合施設基本計画には、それらの機能が必要であると申し上げましたが、町民の日常の暮らしを支えるという大切な機能が盛り込まれており、特に変わったものではありません。

ん。

2点目の開業時期については、生活の駅の実施設設計が完了しておりませんので、まだお示しできる段階にはありません。

3点目の観光公社への依存度が高いとのご質問ですが、町内事業者の意向については商工会を通じてアンケートを実施し、ヒアリング等も行いましたが、参画いただける事業者がないとの結果でありました。したがって、そのような経過を踏まえながら、現在取り組んでいるところでございます。

4点目の現インフォメーションセンターで不十分だとする根拠は何かについてであります。現在の機能として不十分という認識はございませんが、今後、八十里越道路の開通などにより手狭になることも想定されますので、複合施設を整備し増加する観光客へ対応してまいりたいと考えております。

5点目の今年度の交通センサス結果で見直しは検討されるかについてであります。最新のデータをもって取り組んでいるところです。なお、昨年行われた交通センサスの結果公表はしばらく先になるというふうに承知しています。

○議長（佐藤孝義君） 目黒道人君、2番。

○2番（目黒道人君） では再質問いたします。

いよいよ来年夏ということになりましたので、勿論、僕、そうですけど、住民の皆さんもすごく期待が高まって、もう、みんなですよ、もう、三条市の皆さんもそうですし、それからもっと広いエリアの皆さんにもご期待いただいているというのが最近、ひしひしと感じるようになってきました。遠くから来られる観光客の方も、ここが開けば、もっと近くなる。時間が短縮される。そういうふうにおっしゃる方も最近増えてきたなって、これはもう実感として思っています。

ですので、この道路の開通のインパクトは相当ある。それによって、この町の在り様も変わってしまうのかなというところもありますので、ちょっとそういったところにも後程言及したいなと思っています。

五つ、ちょっと、答えていただきましたが、ちょっと、まず最後の5点目の交通センサスによってどうかという部分については、答弁のとおりだと思って思います。ただ、ちょっと、伺いたいんですけども、結果によって、これは交通量が主な部分なんですけれども、交通量が増えた場合、もしくは減った場合によって、何か変更される可能性があるとするれば、ど

ういったことを想定されているのか、ちょっと教えてください。

○議長（佐藤孝義君） 交流推進課長、梁取智之君。

○交流推進課長（梁取智之君） ただ今の交通センサスのご質問でございますが、交通センサスは、まず日本全国の道路交通の実態を把握しまして、道路計画ですとか建設、そういった基礎資料とするために5年に一度、行われている調査ということでございます。

前は、今回の調査なんですけども令和7年の9月から11月に行われたということで、その調査結果はまだ公表されないと。ちょっと、いつ公表されるのかもちょっとわからない状況でございます。

そういったところで、今後、公表された場合ですね、基本計画の見直し等に反映できるかという、ちょっとその時間はないかな、その、今までのデータの中でいろいろ進めてきましたので、基本的には基本計画の変更等は考えていないというのが今の考えでございます。

○議長（佐藤孝義君） 2番、目黒道人君。

○2番（目黒道人君） わかりました。

おっしゃるとおりだなって思います。

とは言え、やっぱり、今の只見のこの現状の交通量から比べれば、格段に増えていきますし、それによって期待する経済効果、これもかなり大きくなっていくというところはちょっと踏まえてこの後の質問にしたいなと思ってます。

そこはたぶん、変わらないと僕も思ってます。

その、まず一番最初にありました、このドラッグストアからコンビニに変わったという部分なんですけれども、確かにあの、日常の暮らしを支えるという部分については、それは変わらないのかなって思ってますが、これがですね、昨年の8月に改訂版として出された基本計画なんです。この中に、19ページなんですけど、一番下段にですね、町民生活の支援施設という、これも、この複合施設の大きな目玉の一つなんですけど、この中にですね、町民のための生活用品という項目の中に、食料品、薬、日用品等というふうに記載があります。それから、その脇にはこういうドラッグストアの店舗のイメージもくっついているというところがあります。コンビニという記載はこの時点ではないというところなんです。でまあ、そこはこだわるべきでないという答弁なので、それもそうかなというふうにも思うんですけれども、ただやはり、住民にとって、特に要望の強いとされる場所としては、この薬のニーズがあるなと思ってます。

只見町には今、朝日診療所の前の調剤薬局、1件ありますけれども、日曜日お休みとかです、そういったこともありますし、駅前からはちょっと距離もあるというところです。そうしたこの薬ニーズに対して、これをどう、解決していくか、ちょっと今の時点での考えを教えてください。

○議長（佐藤孝義君） 町長、渡部勇夫君。

○町長（渡部勇夫君） これについては、議員おっしゃるように、そういったニーズは高いというふうにも思っております。

実際、お盆とか、5月の連休に、お孫さんが来て、ちょっとした熱を出した時に、どこに売ってますかって言ったら、休みなんで、近くは田島か坂下だなんて言われて、とんでもない地域だというふうに言った方がいらっしゃるということ伺ったことがあります。残念ながら正直なところでございます。やはり、そういったものは町内で、土日であっても購入できるようなことは必要だと思っておりますので、今の形態はどんどんどんどん、従来のコンビニも、どっちがコンビニで、どっちがドラッグストアだか、もう混在してますので、そういったはっきり従来のような色分けにはなっていないと思っておりますし、それもあの、現在、話を進めているところでも、そういったのは当然、視野に入れた品揃えといいますか、商品化といいますか、そういったものも検討されていらっしゃいますので、その辺のところは昔のような色分けではなくて、非常に混在している店舗に今なりつつあるのが現状かなというふうに思っております。

○議長（佐藤孝義君） 2番、目黒道人君。

○2番（目黒道人君） ちょっと今の答弁の中で、ちょっと気になった点ありまして、その薬、いろいろね、用品は混在してて、専門店でなくてもいろいろ扱いができるという現状は確かにそうだなと思ってまして、その薬についてもご検討いただいているというような答弁が今ありましたけれども、これっていうのは、そういった、なんていうんですか、内々の相談は今されているということをちょっと確認したいんですが、そういった感じなんでしょうか。

○議長（佐藤孝義君） 町長、渡部勇夫君。

○町長（渡部勇夫君） 前、全員協議会の時に、その部長さん来られた時にも、そういった内容も含まれていたかというふうに思いますが、そういった話はしております。

○議長（佐藤孝義君） 2番、目黒道人君。

○2番（目黒道人君） わかりました。

そもそも、このドラッグストアが欲しいなっていうニーズの中には、たぶん、決して調剤薬局が欲しいという話ではないなとも勿論感じてます。あくまで幅広い日用品を取り扱ったお店、中でもそのドラッグストア的な、言ってみれば、例えばですけど、只見でオムツをね、買おうとした時に、大人用しか売ってないというのが実際あるわけなんですね。赤ちゃんのオムツないなといった時には、ちょっと手に入らないというのがありますので、ドラッグストアに求めている機能というのはおそらくそういった部分なのかなという気はしています。

ちょっと、これ、伺いたいんですけども、こういったそのニーズがあるという前提で話は進んでいるわけなんですけど、これを町民に向けて調査したことがあったかどうか。それは例えばドラッグストアであったり、コンビニであったりというものが、欲しいかどうかを住民に対して調査した、過去にそういった例があったか、例というか、調査したことがあったかをちょっと確認させてください。

○議長（佐藤孝義君） 交流推進課長、梁取智之君。

○交流推進課長（梁取智之君） この複合施設としてのアンケートを直接とったかということだと、アンケートはとったことはないんですけども、この第八次振興計画を作る際にアンケートをとってございまして、その中で、具体的にコンビニが欲しいかという項目も、そういったものはございませんでした。町民の方が何に一番不便を感じているかという項目がございまして、その中でやはり食料品等の生活必需品の買い物が不便ということで、これが62.6パーセントということで、高い水準であったと、こういった結果の中で、そういった便利な施設があったらいいなというような理解でいます。

○議長（佐藤孝義君） 2番、目黒道人君。

○2番（目黒道人君） わかりました。

今の中で62パーセントという数字が出ましたけども、62パーセント、概ね、3分の2まではないかもしれないんですが、近い割合が必要だと感じてらっしゃると。3分の2だとすると、例えばなんです、只見地区の皆さんはそれほど不便を感じてないのかなって思ってます。スーパーもあるし、それから小売店もある地域が只見地区ですね。朝日地区と明和地区には、ちょっとスーパーもありませんので、概ね、3分の2ぐらいが、そういった傾向にあるのかとも思えるんですが、そういった地域別とした分析はありますか。ちょっとそれを教えてください。

○議長（佐藤孝義君） 交流推進課長、梁取智之君。

○交流推進課長（梁取智之君）　ちょっと、地域別の分析までは、のちょっと結果まではたぶん行っていないかと思うんですけども、今回のそのアンケートは、町民１，０００名を無作為に抽出して、そこで回答を得た４２３名からの回答の中の６２パーセントということになってございます。

○議長（佐藤孝義君）　２番、目黒道人君。

○２番（目黒道人君）　わかりました。

　　ちょっと、一応、確認で聞いてみました。

　　やっぱりニーズとしては多いなということはその通りなのかなって思います。

　　じゃあ、ちょっと、二つ目のところにいきます。開業時期については、実施設計まだなので具体的には示せないっていう、確かにそのとおりだなって思うんですけども、とは言えですね、やっぱりゴールが設定されないということは、やっぱりどこに向かって進むのかというのがあるんじゃないかなって思ってます。

　　実施設計ないから、具体的にいつはないとしても、もう、いずれ来年には通っちゃうわけですから、そこは間に合わないとしても、心づもりとしてこれぐらいかなみたいなのはあるんじゃないかと思うんですが、町長、その辺てどうですか。

○議長（佐藤孝義君）　町長、渡部勇夫君。

○町長（渡部勇夫君）　お答えいたします。

　　当初想定していた時期より遅れていて申し訳ございません。

　　そういった中で来年夏には暫定開通が発表されました。ので、前回、全員協議会で今後、大切な修正ポイントありますので、そこら辺の点で議会の皆様のご理解を得るという手続き、まだ踏んでませんので、その辺のところを是非、ご理解賜りまして、その次に行ける段階にさせていただければ、来年度中には工事のほうに予算を、勿論、予算をいただいてうえで、この建設に来年度中には着手したいというふうに考えております。

○議長（佐藤孝義君）　２番、目黒道人君。

○２番（目黒道人君）　来年度中の建設に着手というところ、ちょっと踏まえたいと思いますが、そうであればやはり、今回あの、一昨日の全員協議会でも、結構、大幅な修正が必要ではないかというような話もありましたので、これ、やっぱり、その２番目の答弁として、実施計画が完了してないということですけども、やっぱりそれ以前に基本計画ですよね、この昨年８月に作った改訂版ということですけども、これ、もう一回作られるということに手

順としてはなりますかね。ちょっと、その辺教えてください。

○議長（佐藤孝義君） 町長、渡部勇夫君。

○町長（渡部勇夫君） その辺、まだあの、前回、全員協議会で話をさせていただいて、その二つほどご質問に答えてないところがあるので、そこを答えたいうへでご理解を得るという手続きに今は注力したいなと思っております。

ですから、私としては、そういった手順をいただければ、実施設計のほうでこう、変更していくということも実務的には可能かなと思いますが、やはり基本計画ももう一度、直すべきだという、その辺の進め方についてはまだあの、内部で詳細に検討してませんので、今は前回申し上げた２点の返答をしたうへでご理解を得て、その方向性をまず定めさせていただきたいというふうに思っております。そのうへで検討したいなというふうに思います。

○議長（佐藤孝義君） ２番、目黒道人君。

○２番（目黒道人君） ちょっとごめんなさい。確認なんですけど、２点答えられてない。この２点、ちょっと、明確に教えてください。

○議長（佐藤孝義君） 町長、渡部勇夫君。

○町長（渡部勇夫君） 予算的なこと。現計予算の中でできるのかとか、あとは議員おっしゃいました、新規の用買も含めて、その中で収まるのか。収まらないとすれば、どのぐらい、さらに予算が必要になるのかという２点だというふうに思ってます。

○議長（佐藤孝義君） ２番、目黒道人君。

○２番（目黒道人君） わかりました。

そうですね。ちょっと、これ、ごめんなさい。通告にない部分にはなっちゃうかもしれませんが、ちょっと議長のご判断も仰ぎながら止めてもらいたいなと思うんですが、先日、全員協議会やったばかりですので、ちょっとこの話題、触れないわけにもちょっといかないというところがあります。

予算の部分に関してなんですけども、特にその、新たに提示された駅、角の用地、それは民地だということなんですけど、その、そこをもし、使うとなった時にボーリング調査も必要ではないかというの、この間の全協の中では意見として出てきました。加えて、今の駅前ひろばに関しては遺跡の発掘調査もやっていますが、これは必要な調査になるんでしょうか。教えてください。

○議長（佐藤孝義君） 交流推進課長、梁取智之君。

○交流推進課長（梁取智之君）　ただ今のその、駅前土地の部分ですけども、一応、たぶん、地質調査は、たぶん、今ちょっと調べておりますけど、必要になってくるのではないかなと考えております。

ちょっと、遺跡調査については、まだそこまで調べてないんですが、今後、ちょっと専門の方、教育委員会のほうと相談していくことになるかなというふうに思っております。

○議長（佐藤孝義君）　教育長、渡部公三君。

○教育長（渡部公三君）　埋蔵文化財の調査に関しましては、現在、今計画を進めている駅前については完全に終わっておりますが、包蔵地として、あそこが文化財の含まれている区域かどうかというのは、詳細な部分は確認しないとはっきりしたことお示しできませんけども、これまでも開発をしておりますので、その経過からすれば現時点では必要ないものというふうにはみております。ここまでの答弁しかできませんが、よろしくお願いします。

○議長（佐藤孝義君）　２番、目黒道人君。

○２番（目黒道人君）　わかりました。

いずれ、ちょっと、予算の組み換えとか、組み替えるぐらいで間に合えばいいなとは思いますが、住民に対しても、ここはきちとした説明がなされるべきかなと感じるところです。

何と言ってもこの計画にはですね、駅前四つ角にも何かできるということは一切載ってないんですよね。で、それが、見解として、道路を挟んでようが、複合施設だという、そういった理解はできる、これ、解釈の仕方なんですけど、それはできるっていう意見もありましたから、それはそれかなって思ってます。ただ、でも、その四つ角にできるコンビニがですね、生活の駅かっていうふうに言われると、ちょっと一見してわかりにくいんじゃないかなというのは思うところなんです。その、要は、通る、普通の一般の観光客、住民に対しては一体的に生活の駅もあって、それは道路挟んだ向かい側に生活の駅がありますって説明は住民に対してはできたとしても、世の中広くに対しては、あれは生活の駅って誰も思わない。町のほっとステーションというですね、名前がついてますから。駅は駅なんですけど、そこら辺がね、ちょっと、どう感じられるか。ここは結構、説明とかいう以前の前に、やっぱ、ちょっと苦しいなと思っちゃうところなんです。だから、この基本計画にある、やはり位置というのは、ちょっと変えずらいんじゃないかと思いますが、町長、その辺でどうでしょう。

○議長（佐藤孝義君） 町長、渡部勇夫君。

○町長（渡部勇夫君） 基本計画どおりに進めば一番良いということは私もわかります。ですが、全て、相手方があることですから、全員協議会でも申し上げましたが、そういった、いろいろ話し合いをさせていただいた結果のその方向性ですので、やはり、その町全体のことを考えて、これからのことを考えて、そういった機能は只見町に必要だということで、その一部、場所の移転については皆様のご理解をいただきたいというのが私の思いでございます。

ですから、そこに至るにあたって、まだ精査できてないところの返答をお返しして、その全体的なものを、こういった形で説明していただいて、ご理解いただくかということは、これからの大切な仕事になってくると思いますので、そういった考え方で進めさせていただきたいというふうに思いますので、是非ご理解をいただきたいと思います。

○議長（佐藤孝義君） 2番、目黒道人君。

○2番（目黒道人君） わかりました。

これから、そういった部分は議会に対しても説明もあると思いますし、これからもう一回、組み直されるというか、計画とちょっと違うかもしれないっていうふうにちょっと言っちゃうと、それ、ちょっと良くないのかなって思うんです。基本計画あって事業って進めていくものですから、ここはこういう解釈でみたいな、ことだとすると、ちょっとそれは良くないんじゃないのかなって思います。

あとやっぱり、一体的な設備、施設っていうのはですね、やっぱり相乗効果って一番あるかなと思います。道路挟んで向かいにコンビニがあって、それからモンベルさんと飲食、それからアウトドア拠点、そういったところに人がどれほど流れてくるのかなって、やっぱり考えちゃいますよね。そのコンビニだけ、そういう日用品、お店だけ外に出ちゃってて、道路挟んで向こうに行くかという、ちょっと、そこはないのかなっていうか、なんていうのかな、一般質問で僕は何度もお話してますけど、僕、閑古鳥の生態に関してはブナセンターのどの職員よりも詳しいんじゃないかって自負してまして、やっぱりそういった人の流れっていうのは、一つの場所の中で、ついでにちょっと見てみるかなっていうことがあるから、中を回遊してくれて、それが施設利用、またはそれがひいては売上に繋がっていくっていうことになっていくと思うんです。道路挟んでまた渡るかという、これはなかなか難しいのかなというところがあるので、ちょっとその、要望されてることっていうのは、ちょっと、僕は飲みづらいかなとは思いますが。

その、一つ、町としても、その生活を支えるという、これは大きな、大事な事業の一つの柱であると思うんですが、これ、例えばなんですけど、これ、わざわざ、町がコンビニを誘致までしなくとも、道路さえ開けば、さっきの交通センサスは見てるの自治体だけじゃないわけなんですね。あらゆるチェーンストアを運営する会社だって、虎視眈々と、この奥会津のチェーンストアの空白地帯、ここにいかにして出店するかというのは、もう既にリサーチが始まっているんじゃないかと僕は見ているんですけども、そうであるならば、わざわざ町が公のお金使って、こういった設備をしなくとも、何らかのお店が出てくる。それこそドラッグストアが来るかもしれない。と僕は見てます。そうした時に、あとはその店舗さんにご相談で、ちょっと、宅配事業、町でやってるんで一口乗ってもらえませんか、働きかければ、この生活を支えるという事業は十分達成できるんじゃないかと考えるんですが、ちょっとこの春からですね、実際にその、宅配、買い物支援事業、始まったばかりなので、この場では特に数値的なものを求めたりはしませんが、始まったところの印象、第一印象でかまいませんので、どんなふうに感じてられるか、ちょっと教えてください。

○議長（佐藤孝義君） 町長、渡部勇夫君。

○町長（渡部勇夫君） まず議員おっしゃるように、道路が開けば、虎視眈々と狙って、そういうところに来るんじゃないかと。であれば、わざわざ町がやる必要ないんじゃないかと。それであればまったく私も同感です。町がやる必要ないと思います。ですが、私もただ漫然とこうやってるわけではなくて、皆さんが考えられる一般的なところは、全て当たってますので、そういったところも今の現状だけじゃなくて、八十里の道路が開くということを知ったうえで、物流面をどうするかも考えたうえでの、現在の状況になってますので、そう簡単ではないというふうに思います。

ですから、いつ、そういったところが入ってくるかわからない、不確実、時期もわからない。どういう店舗が入ってくるかわからない。に、ただただ期待して、何年も待つというのは、結局、私の立場として仕事の放棄に繋がりますので、やはり仕事をさせていただきたいというふうに思います。

そして、宅配の関係もお願いしてますが、これは、そういった切実な要望があるということでスタートしてますが、本当に町の、これは町だからできている事業で、コスト的にはまったく合ってません。ですから、これは実証実験だからやってるわけですし、実証実験の結果が出れば、やはり今のままでやると漫然として続けるということは持続性に欠けるという

ふうに私は思っておりますので、そういった意味からも、その結果を踏まえて、次のフェーズに移さなければいけないというふうに思っております。

○議長（佐藤孝義君） 2番、目黒道人君。

○2番（目黒道人君） なんというのかな、急ぎたいというお気持ちあるのは理解できました。

であればですね、この事業全体の進捗、なんでこんなに遅いのかなっていうの、これはもう感じざるを得ないところなんです。しかも、基本計画は改訂版まで出していて、またこの間の全協によると、これもまた大きく、変更が、解釈によってはこのままいけるっていう、そういう答弁でしたけれども、全体にやっぱり、遅いですよね。で、開通時期、最近です、来年の夏って出たのは最近なんですけれども、その前には、あと5年とか、ずっとカウントダウンをしてきたわけなんで、いよいよわかってきているのに、なかなか進まない。これは何故かなと。やっぱ感じてしまうところなんです。だから、委員会の中でも度々、話題に出るんですが、急がなくていいんじゃないかと。冬も通れるようになったところを目指すっていうことでもいいんじゃないか。実際、冬の開かない間は赤字ですっていう、そういう計画も示されていたりしてましたので、ちょっとそこは、そのとおり、赤字を、まあ、赤字でもしょうがないやっちは、ちょっとなかなかかなりずらいところ。だから、急ぎたいっていうことですけど、ちょっと、そのオープン時期に関しては、なにも今急ぐということでもないのかなって感じてしまうんですが、その辺、僕、矛盾感じますが、町長、その辺どうですか。もうちょっと、何故もっと進捗しないのかっていう部分なんですけど。

○議長（佐藤孝義君） 町長、渡部勇夫君。

○町長（渡部勇夫君） お答えします。

やっぱり、最初に考え方があって、生活の駅機能が必要だということでご理解いただいて、そこでスタートしましたが、実際にその機能を果たしていただける業者さん探しに時間、業者さんといいますか、事業者、経営者といいますか、経営者ではないですね、その協力企業といいますか、そこを探すのに時間がかかったということがあります。ですから、モンベルさんは協定結んで、フェーズフリー、防災とアウトドア、観光含めた、そういった考え方ですぐ決まったと。ですが、さっき、ドラッグストアが先か、コンビニが先かということで、今はまあ、表裏一体のような店舗だと思いますが、そういったところ。あと飲食も観光公社という、今話していますが、そこにアドバイザー契約でアドバイスしていただける企業探しであるとか、そういったところを探してくるのに、やはり私が申し上げるのも残念なんです

が、正直、条件不利地域でありますので、そこを八十里が開くからという中で、少しでもその条件不利のところを埋めてもらうような交渉の中で、そういった事業者が決まってくるという段階を踏んでますので、そこに時間かかったと。

さらにそれが、その会社の中で意思決定した。そして、具体化してくれば次のマーケティングとか、次の新店舗進出の事業の部署のほうに移れば、また細かなところがいろんな目につく。そこを改善してほしいということで今回なってますので、遅れているという言い方はそのとおりなんですけど、ある意味、これは、進んできたからこそ見える課題だという言い方も現実にはありますので、遅れていることはよくありませんけども、そういった事情も、なかなかご理解いただけないかもしれませんが、一つ一つ具体化してくるがゆえの苦しさでもあるというふうに受け止めておりますので、極力、遅れが生じないように進めさせていただきたいと思います。

そして、先ほど、来年度中には予算をいただいて着工させていただきたいというふうに思っていますと言いましたが、ですからそうなれば、9年度中には竣工は難しいということになります。

一方でトンネル工事も3ヶ年の工期で契約はされたというふうに伺っておりますので、やはりあの、なるべく早くというふうに思いますけど、やはり、少しずれこむということは現実的に考えなくてははいけませんので、その辺の時間の流れとともに考えていきたいというふうに思いますので、ご理解をいただきたいと思います。

○議長（佐藤孝義君） 2番、目黒道人君。

○2番（目黒道人君） おっしゃるように、確かに只見は条件不利地である。でも、それって、今はっていうのがどうしてもつくんじゃないでしょうか。開通すれば、条件不利地域いうのは、なくなってくんじゃないのかなって思うんですけども、だからこそ、ここ、慎重になってほしいなというところは、ちょっとお伝えしたいなって思います。

最近あの、過疎ビジネスっていう本、読みまして、だからこそ、最近ちょっと、地方創生っていう言葉聞くとですね、眉に唾を付けるように僕はなっちゃって、なんかどうも、うまいこと言ってるけど、腹の中は自分のところの商売しか考えてないんじゃないかっていうふうに、そんなふうにですね、見てしまってるっていうのがまあ、あるんです。

その今回の進捗が遅いから、だからこの間のような、あえて言いますけど、わがままが出てきちゃうのかなと。もう、先に決めて、計画もこれでばっちり、実施設計までもう入っ

ちゃったんですってなれば、もう、そんなわがままは聞く余地ないじゃないですか。でも、まだこういうふうに柔らかい段階だからということになると、そういったご都合がどんどん出てきちゃって、昨日、4番議員の一般質問の中では、交差点に施設が出るんだったら、空いたスペースに子どもの遊び場つくれるんじゃないかとかですね、やっぱそういった話がどんどんどんどん、この後出てきちゃうっていうところになって、なかなか収集がつかないというふうに感じてしまいます。

だからこの計画に関しては、ちょっともう、やっぱ線を引かないと、どこかで線を引かないと、なかなか完成を見ない。あれですよ、あのサグラダ・ファミリアだって、いよいよ完成しようかというところがあるわけなんですよ。次はじゃあ、只見なのかなっていう、そういう、いつまでも出来上がらないみたいなものになっちゃうんじゃあ、ちょっと、それは困るし、出来上がらないのを見に来るツーリズムがあるのかもしれないけど、ちょっとさすがにそれは勘弁してほしいなと思います。

ちょっと、その辺、線を引くという部分に関して、ちょっと町長、お願いします。

○議長（佐藤孝義君） 町長、渡部勇夫君。

○町長（渡部勇夫君） まだサグラダ・ファミリアはものが見えますから、まだ良いのかなというふうに思ってますが、うちの場合はまだ更地ですので、そこにも至っていないと、残念ながらそういった状況でございます。

ですから、前回、全員協議会で説明させていただいた内容で、是非ご理解をいただきたいというふうに思いますし、それについては基本計画とか、そういったことを含めて早急に検討して、それはしかるべき、お示しできるようにしていきたいというふうに思います。

ですから、さらにここから、また、そこだと言ったけども、また今度、別の場所だということのないようにしていきます。その辺のところは是非ご理解いただいて、これが達成できて、まさに町民生活や、外から来られる方々にとって生活しやすい、観光に訪れやすい、そして、時間が長く留まれる、お土産を買っていただける、食事をしていただけるといった環境を整備していきたいというふうに思いますので、議員おっしゃることは本当に無理のない、まさにそう言われても仕方ないなというふうに残念ながら思っておりますが、これ以上、これが、サグラダ・ファミリア化しないように、期限を切った形で努力していきたいというふうに思いますので、是非ご理解とご助力をお願い申し上げます。

○議長（佐藤孝義君） 2番、目黒道人君。

○2番（目黒道人君） 本当にサグラダ・ファミリアというのはアントニ・ガウディという名前があるから、みんな大目に見てくれているというのがあるわけなんです。渡部勇夫、これで大目に見てもらえるかどうか、ここが結構、大事なポイントなんじゃないかなって思います。

僕、ちょっと、ここはこだわってしまうんですけど、これ、やっぱりね、ドラッグストアだったら本当に良かったなと思うのは、競合しているというところなんです。コンビニエンスストアとして。同じ駅前エリアにもう今、営業されているコンビニエンスストアがあって、そこに公金を投じてまで誘致しようという、ここは、ちょっと、看過できない、と感じてしまいます。

町長、この辺、どうお考えですか。

○議長（佐藤孝義君） 町長、渡部勇夫君。

○町長（渡部勇夫君） その辺のところは私も考えておりますし、感じております。

ですからそれはあの、今ここで話すことでありませんけども、具体化していく中で様々な選択肢はあるのかなというふうに思いますけども、基本、今、観光公社で考えておりますが、やはり、あれは経済産業省のモデル事業ということで、過疎地域の、特に高齢者、そのの宅配であったり、過疎地のための店舗づくりということでもありますので、地域のそのお店を圧迫しようというつもりはありませんが、結果として圧迫すると、特に一時的に開業当時、あるかもしれません。その辺のところはあの、思うところがありますけども、ですが、現在の状況で5年後・10年後考えていった時に、やはり高齢者の方々への宅配とかドラッグストア機能も含めて、そして地域のほっとステーションというタイトルありますけど、そのの機能とのせめぎ合いだなというふうに思っておりますので、やはり両方、共存できるようになれば非常に望ましいと思いますので、その共存の仕方がどうあるべきかは、やはりまたこれから検討をさせて、話し合いをさせていただきたいなと思いますので、是非ご理解をいただきたいと思います。

○議長（佐藤孝義君） 2番、目黒道人君。

○2番（目黒道人君） まあ、この一般質問というのは時間が限ってますので、この話題は今深くするには全然足りませんので、この後の流れの中でこの話題はきちっと追及させていただこうと思っています。

それからあの、やっぱり、これ、どうしても気になっちゃうのが、インフォメーションセンターが一応ね、今のところ目星がついているというか、最悪、インフォメーションセンタ

ーでも受け入れられるようにっていう想定ではあるんですけども、なんでもかんでもインフォメーションセンターでいいのかなっていうか、その打ち出の小槌のようにですね、人材がどんどん出てくるっていうなら、それはそれで良いと思うんですけど、実際、そんなことないだろうなって思っているんですが、この辺に関してはインフォメーションセンターとも、こういった協議がされているか、ちょっと教えてください。

ごめんなさい。ちょっと聞き直していいですか。

インフォメーションセンターじゃなくて、観光公社です。観光公社。

○議長（佐藤孝義君） 町長、渡部勇夫君。

○町長（渡部勇夫君） 観光公社はまあ、従来の振興公社を基本的に引き継いでます。そこに新しく、議員、十分ご存じのようにインフォメーションセンターが加わったというところでございます。

ですから、本来あの、ずっと前にお話しましたが、私としては基本的な思いとしては、まちづくり会社という創設が必要だなと常々思っておりまして、第六次、前の振興計画にも、まちづくり会社というのは振興計画には書かれてました。ので、まちづくり会社をやっぱ、ここまでくれば目指していくべきだろうというふうに思います。

それは言い換えれば、今、国のほうも方針出していますが、ローカルマネジメント法人、そういうものが過疎地、特にこういった地域は必要だなというふうに私は基本的に思っております。ただ、それが皆さんのご理解を得て、具体化できるかというところ、正直難しいところがありますので、まちづくり会社じゃ、一挙じゃなくて、観光公社ということでご理解いただいて現在に至っておりますので、本当はもっと抜本的な会社が町には必要だなというふうには思っております。少しテーマずれてすみません。

ですから、そこに雇用場にもなりますし、観光を造成して、そのガイドの方とも連携を強化していくとか、様々な事業展開ができるというふうに思っております。それが町役場の、こういうと語弊ありますが、下請け的な立場では非常に苦しいし大変だろうなと。そこにやはりお金と権限を与えて、そのローカルマネジメント法人であるまちづくり会社が、特に観光振興面をもっと自由闊達にできる組織が只見町にあれば非常に望ましいし、それがこれからの町の発展に繋がっていくんだらうなという基本的な考えを持っております。そこに行きつくために、今、一つ一つやらせていただいているというところでございますので、なんでもかんでも観光公社に投げればいいとは勿論思っておりません。やはりそこは一緒になって

やっていくと。あとは本当に、イベント関係は特に商工会のほうの力大きいですし、三条市との連携のスタートも元々、商工会と下田の商工会ですから、やはり、そういった商工会の方々抜きに、そういった事業もできませんから、そういったこと含めて関係性を大事にしてやっていくという組織を育てるという意味で観光公社、観光公社と言ってますが、決して特定の利益をそこに流したいとか、そういうことではありませんので、すみません、少し長くなりましたが、そういう思いのみ申し述べさせていただきました。

○議長（佐藤孝義君） 2番、目黒道人君。

○2番（目黒道人君） 町長がずっとそういった思いを持ってらっしゃることは、もう重々、承知してます。ただ、でも、看板付け替えると人がやってくるということは、きっとないわけなんで、思いは勿論、思いとして論わかるんですけども、実効的にお任せできるっていう状況をどうにか町も、それから観光公社も、両面で達成するっていう、ここがですね、ちょっと見えにくいなっていうところがあって、心配だなと思っているところなんです。だからまあ、時間はそんなにないけども、そこが達成できるような仕組みづくりっていうのは、ちょっとあの、お願いしたいところです。

で、それから最後にしたいんですけど、やっぱ、今のインフォメーションセンターでも僕は十分、いけるんじゃないかって思います。勿論、一時的には忙しい場面は週末とか、ゴールデンウィークだったり、そういった繁忙期にはちょっと、手が足りないはあるかもしれませんが、全体に均せば、まだあのインフォメーション機能っていうのは十分活かせるんじゃないか、というふうにも感じますし、あとはまあ、仕組みづくりによってですね、そんなに忙しくないようなやり方、これは具体的になんだって言われたらわかんないですけど、なんか、そういったインフォメーションセンターの在り方だって有るんじゃないかなって思うんですが、まずはですね、来年夏には一旦開くので、そこを見て、それからこの計画をもう一回、再度練り直すというぐらい、あってもいいんじゃないか。

なんだっけな、待てば海路の日和ありっていうですね、そういったことも言えるんじゃないかなと思います。

またはですね、さっきあの、コンビニでも誘致を急ぎたいっておっしゃいましたが、急いで事は仕損じるということもあるんじゃないかなと思います。

これで最後にしますので、今の二つについて、町長、どうお考えか、お答えをお願いします。

○議長（佐藤孝義君） 町長、渡部勇夫君。

○町長（渡部勇夫君） 二つの格言をいただきました。

私、最近、聞いている格言は、チャンスは貯金できない。ですからあの、来年の通行、開通見てから、それからで良いとなってくると、それからやろうと思ったら本当にあの、時期は目黒議員がおっしゃるとおり、トンネルできた、そのタイミングとぴったりに合ってしまうんじゃないか、くらいに思います。くしくも。ですから、少しでも前倒ししていきたい。ですからあの、その辺の事急いで、失敗といいますか、拙速にならないように、そこは皆さんのご意見をいただきながら、若干の手戻りとか、ご迷惑をおかけするところありますけども、その辺の趣旨、思いをご理解いただいて、一緒になって、先ほど申しあげました町民の駅、そして観光客にも対応できる。そして併せまして観光公社、商工会、関係者の方々と含めた、町全体を皆さんの力で、また、外部の方の力もお借りして、町役場の指示がなければ動けないということではなくて、自分達が企画立案して、販促できるというような、そういった企業、企業といいますか、会社といいますか、組織もともに合わせてやっていかなければならないと思っておりますので、いろいろ個別の事は様々、意見の違いはありますが、これは私思っている思いは目黒議員と同じだなというふうに今受け止めさせていただいておりますので、その詳細なところは、相違点はお互いに話し合い、時間足りませんので、今後も話し合いさせていただいて、相互理解を深めながら、町がより良くなるように頑張っていきたいというふうに思いますので、引き続きのご提言を、またご助力をよろしくお願い申し上げます。

ありがとうございます。

○議長（佐藤孝義君） 2番、目黒道人君。

○2番（目黒道人君） 只見のガウディに期待して終わります。

○議長（佐藤孝義君） これで、2番、目黒道人君の一般質問は終了しました。

昼食のため、暫時、休議します。

午後の開始時間は1時ちょうどといたします。

休憩 午前11時53分

再開 午後12時59分

○議長（佐藤孝義君） 午前に引き続き会議を開きます。

一般質問を続行します。

9 番、齋藤猛君の一般質問を許可します。

9 番、齋藤猛君、登壇願います。

〔9 番 齋藤 猛君 登壇〕

○9 番（齋藤 猛君） 9 番、齋藤です。

通告書に基づき一般質問を行います。

質問事項。1、将来世代への財政負担を見据えた公共施設政策は。

質問の要旨としましては、一つ目、株式会社季の郷湯ら里の経営状況と議会への説明責任について。

令和7年10月会議において、株式会社季の郷湯ら里に対する増資案が可決された。当局からは、当面の資金繰り対策であるとの説明があり、経営改善の必要性も示されていた。しかし、その後現在に至るまで、経営状況、改善計画の進捗、資金繰りの状況、今後の見通し等について、議会に対する具体的な説明や報告が行われていない。町が大きく関与する第三セクターであり、公金投入も行われている以上、議会及び町民への説明責任は極めて重要であるとするが、以下の点について問う。

一つ、10月会議以降、株式会社季の郷湯ら里の経営状況について議会へ説明がない理由は何か。

2、当時示された経営改善の方向性について、その後どのような検討・協議が行われたか。また新たな経営改善計画は策定されたか。

3、現在の資金繰り及び経営状況をどのように認識しているか。

4、今後、議会に対して定期的な報告や説明を行う考えはあるのか。

5、町として、株式会社季の郷湯ら里の今後の方向性をどのように考えているか。

2点目、只見スキー場リフト更新事業における町民負担と説明責任について。

只見スキー場リフト更新事業については、令和8年度当初予算に計上され、議会の議決を経て事業が進められることとなった。一方、予算審議では、事業の必要性だけでなく、事前説明の在り方や将来的な施設の方向性、更新後の財政負担などについて様々な意見が出された。只見町公共施設等総合管理計画では、人口減少や利用需要の変化を踏まえ、公共施設等の更新・統廃合・長寿命化を計画的に進め、財政負担の軽減・平準化を図ることとしている。今後は駅前複合施設、小学校統合、認定こども園整備など大型事業も予定されており、限ら

れた財源の中で、スキー場をどのように位置づけ、維持していくのかを明確にする必要があると考える。また、町民に対するわかりやすい情報提供と丁寧な合意形成が、これまで以上に重要になると考えるが、以下の点について問う。

1、只見スキー場リフト更新事業の目的、期待する効果及び将来的な施設運営の方向性をどのように考えているのか。

2、更新後に想定される維持管理費や将来的な財政負担、故教施設等総合管理計画との整合性をどのように考えているのか。

3、小学校統合により利用環境が変化する中、近隣スキー場の活用も含めた検討は。

4、今回の予算計上に至るまでの説明や合意形成の過程について、十分であったと考えているのか。

5、今後、町民参加による施設のあり方検討や意見交換の場を設ける考えはあるのか。

以上です。

○議長（佐藤孝義君） 町長、渡部勇夫君。

〔町長 渡部勇夫君 登壇〕

○町長（渡部勇夫君） 9番、齋藤猛議員のご質問にお答えいたします。

はじめに、株式会社季の郷湯ら里の経営状況と議会への説明責任について、まとめてお答えをいたします。

株式会社季の郷湯ら里から5月13日、経営改善計画書の提出がありました。直接の説明を受けましたのは6月4日です。経営改善計画書を読んで、この内容では議会に説明し、新たな資金援助はお願いできないと判断いたしましたところでございます。

今議会に提案している審議会を経て、場合によっては条例改正を含む抜本的な改革に着手する内容を精査のうえ、早急に改めて説明の機会をいただきたいと思いますと考えておりますのでよろしく願いいたします。

次に、只見スキー場リフト更新事業についてお答えいたします。

1点目のリフト更新事業の目的と効果及び今後の方向性について、2点目の将来的な財政負担と現計画との整合性については関連がありますので一緒にお答えいたします。

まず、本事業の目的はリフト心臓部である電動機を更新するものであります。

只見スキー場は冬期間が長い本町において、住民の健康づくりや子どもたちの教育、さらには雇用の場としても重要な役割を担ってきており、2番議員にもお答えしましたとおり、

現計画では将来方針を更新としておるところでございます。今後、財政負担にも配慮しながら、今年度と来年度で機械の長寿命化による維持管理を図ってまいりたいと考えております。

3点目の小学校統合により利用環境が変化する中、近隣スキー場の活用も含めた検討についてであります。学校統合後においてもスキー場を利用する児童数に大きな変化はないものと認識しております。

4点目の予算計上に至るまでの説明が十分だったかというご意見につきましては受け止めてさせていただきたいと思っております。

5点目の町民参加による施設のあり方検討や意見交換の場を設ける考えはあるかにつきましては、必要に応じて検討してまいります。

○議長（佐藤孝義君） 9番、齋藤猛君。

○9番（齋藤 猛君） ありがとうございます。

通告書には、株式会社季の郷湯ら里の経営状況と議会への説明責任について5項目の質問を揚げました。

今回、答弁書のほうにはまとめてお答えしますという回答がありましたが、これはどのような経緯でまとめて報告することになったのでしょうか。お願いします。

○議長（佐藤孝義君） 町長、渡部勇夫君。

○町長（渡部勇夫君） お答えいたします。

本来であれば、議員のご質問のとおり、もっと早く、この5項目につきまして議会へ説明して、ご理解を得て、さらなる資金手当てといえますか支援のお願いをするという場をつくらなければいけなかったというふうに思っております。

ですが、実際、会社のほうから上がってきたのが5月13日、それについての説明が6月4日という中でまあ、計画書読んだ段階で、勿論、内部で協議しましたけども、これをこのまま議会に説明して、さらなる資金手当てをお願いするということには耐えられないというふうに判断いたしました。

したがって、審議会を立ち上げて、早急にその考え方をとりまとめ、そして資金手当の方法も含めたうえで、なるべく早く議会の皆様に報告するという手順に改めてさせていただきたいというふうに思ったところでございます。

今般、こういった齋藤議員の一般質問をいただいた中での、そのような説明になってしまいましたが、本来であれば、もっと早く、そのようなことを申し上げるべきであったかと思

いますが、このような時間経過の中で齋藤議員の一般質問に答えるという中での事情の変化、説明になったということは大変心苦しく思っておりますが、裏を返せば、そこまで深刻な内容だということでございますので、どうか事情をご察しのうえ、その機会を今後早急にいただきたいと思っておりますのでご理解をいただきたいと思います。

○議長（佐藤孝義君） 9 番、齋藤猛君。

○9 番（齋藤 猛君） ありがとうございます。

深刻な状況ということですので、5 点を一つずつ、説明をしていただきたいと思います。10 月会議以降、説明を行えなかった理由として、町長は取締役でありますので、経営者の責務はどのようにお考えでしょうか。

○議長（佐藤孝義君） 町長、渡部勇夫君。

○町長（渡部勇夫君） 従前は代表取締役を務めさせていただいておりましたが、現在、代表取締役の職は現社長に譲りましたが、依然として議員おっしゃるように取締役でありますので、取締役としての職責と責務はあるものというふうに理解しております。

○議長（佐藤孝義君） 9 番、齋藤猛君。

○9 番（齋藤 猛君） この説明をされない、なんか特別な理由とかはあったのでしょうか。

○議長（佐藤孝義君） 町長、渡部勇夫君。

○町長（渡部勇夫君） 説明を、結果として、してないということは事実、そのとおりでございますが、先般、議会へ増資お願いする時には、その新たな経営改善計画をもって次なる資金手当ても含めてお願いするということを申し上げておりました。

今般、経営改善計画が出てきたのが5月中旬でございまして、それを読んでそういう判断いたしましたので、時期的にだいぶ遅くなってしまいました。心苦しくありますが。ですから、説明しなかったのではなくて、さらにこの計画のままでは資金手当てはお願いできないと、耐えられないというふうな判断しまして、しなかったという言い方もありますが、できなかったということでございます。

○議長（佐藤孝義君） 9 番、齋藤猛君。

○9 番（齋藤 猛君） 5 月 13 日に経営改善計画書の提出がありましたとありますが、その間、町長はこの経営改善計画書の改定に関わられてはいないのでしょうか。

○議長（佐藤孝義君） 町長、渡部勇夫君。

○町長（渡部勇夫君） この経営改善計画書は湯ら里、株式会社湯ら里のほうで作ったもので

ありまして、取締役の一人には間違いありませんが、この計画書を作る過程では参加しておりません。会議の中でそういった報告はいただいたということでございます。

○議長（佐藤孝義君） 9 番、齋藤猛君。

○9 番（齋藤 猛君） 取締役として町長は参画しなくて良かったのでしょうか。それをお聞きします。

○議長（佐藤孝義君） 町長、渡部勇夫君。

○町長（渡部勇夫君） 結局、実務的なことを踏まえまして、株式会社季の郷湯ら里の経営改善計画書を作って、それをいただいて、そして、それを判断して、それが耐えうるものであれば、将来展望が開けるものであれば、必要な予算の額を明示して、議会のほうに説明しようというふうに思っておりました。

ここで難しいのが、今般、代表取締役をおりたという点の一つありますけども、町長が社長をやっているという難しさが従前からありまして、私の代になって初めて社長を民間の方に譲ったという経緯はございますが、株式会社季の郷湯ら里としての経営改善計画書はいただいて、今度はそれを町長として判断して、これでは耐えられないということで説明に至らなかったということで、紛らわしいかもしれませんが、そのようなことでございます。

○議長（佐藤孝義君） 9 番、齋藤猛君。

○9 番（齋藤 猛君） 具体的に説明してもらえないかもしれませんが、町長がその耐えられなかったという事項はどのようなものなのか。できればお話お願いします。

○議長（佐藤孝義君） 町長、渡部勇夫君。

○町長（渡部勇夫君） やっぱりあの、株式会社季の郷湯ら里は、会社の中での課題といいますか、要は集客力が、はっきり言って少ないというか、集客できていないということ。それに関して、様々なことが書かれていましたが、そういった点でございます。そういった、経営能力といいますか、集客力を含めた、そこの企業としての力不足という点はあると思います。書かれてます。それは。ですが、それを具体的な手立てがないと、これから、言い方が乱暴、正確でないんで乱暴かもしれませんが、これから頑張ります、だけではやはり裏付けとしては弱いというふうに思っておりますので、そういった点での厳しさ。

それから、町としては、現在、一昨日か昨日も申し上げましたが、湯ら里できた当時は、町内に約1,400人ほどの、その宿泊受入れ、キャパシティがありましたが、現在は7・8割減ってます。そういった環境。そういった中で今言われるのが、湯ら里の金額が高いと

か、様々な、値段が高いとか、それはあの、ちゃんと原価計算して妥当な金額を示して、企業としては妥当な金額を示していると思いますが、やはり、一般的な感覚としては高いと。一方で南会津町に、ご存じのようなホテルができて、只見に来られる方も南会津町に宿泊して只見に来られる。また、只見の打ち合わせが終わったら田島に帰られる。あと町内の旅館・民宿はほぼほぼ工事関係者で埋まっているとか、一企業、株式会社湯ら里だけでは判断できかねる事項も含めて、町全体のことを総合的に考えなければいけない。そこまで考えてやらずにちゃいけないということで私はあの、少し言い方が、様々、受け止め方はあるかもしれませんが、条例改正をするということではなくて、することも含めて検討していかなければならないくらいの非常に厳しい状況にあるということを申し述べさせていただいておりますので、まだまだあの、具体的な、痒い所に手が届かない答弁だというふうに思われると思いますが、そういった環境にありますので、今後、なるべく早く具体的な説明ができるように努めてまいりたいというふうに思います。

○議長（佐藤孝義君） 9番、齋藤猛君。

○9番（齋藤 猛君） 私のちょっと勘違いかもしれませんが、以前、町長は議会で、湯ら里に対して、観光、宿泊関係のコンサルを入れて計画を練り直すようなことを聞いた覚えあるんですが、その件について、もしも私の聞き間違いでなかったら進捗状況を教えていただけませんか。

○議長（佐藤孝義君） 町長、渡部勇夫君。

○町長（渡部勇夫君） それ、ちょっとあの、今、そういった意味のコンサルは今に入ってませんが、今は誘客、とにかく湯ら里に誘客してほしいという、送客といいますか、そういったことでお願いしている人はいますが、現在、湯ら里にコンサルは入っておりません。

○議長（佐藤孝義君） 9番。

○9番（齋藤 猛君） ありがとうございます。

3点目の、現在の資金繰りについてお聞きしたいんですが、3月末時点の資産表とか資金繰り、損益の計算というものを町長は把握されてますでしょうか。

○議長（佐藤孝義君） 議長からちょっと申し上げますけど、これは一企業の内部のことですから、この場では相応しくないというふうに私も判断しますので、これは後から改めて、改善計画出てきた時点で全員協議会を招集してもらいますので、その場で発言していただきたいなというふうに思います。相応しくありません。

○9 番（齋藤 猛君） はい。失礼しました。

取り下げます。

○議長（佐藤孝義君） 2 番のほうは良いですよ。

スキー場は言ってください。

9 番、齋藤猛君。

○9 番（齋藤 猛君） じゃあ、スキー場のほうに移ります。

問いの1 番で、今後のスキー場の利用者数をどのように増やす方法を考えているかお聞きします。

○議長（佐藤孝義君） 交流推進課長、梁取智之君。

○交流推進課長（梁取智之君） 町としましては、指定管理ということで、そういった運営のほうも只見町観光公社のほうにお任せはしていますけども、現在、スキー場の利用客につきましては、年々、残念ながら減少傾向にある。今年度、令和7 年度については約1, 500 名程度の利用であったという報告を受けております。ただあの、付帯施設のレストランについては年々、増加傾向にございますので、そのレストランと、スキー場と、その相乗効果で利用客のほうを増やせていけたら良いのかなと。あとは様々、イベントのほうもいろいろ計画されておりますので、そちらのほうとの効果で増やせていければいいのかなというふうに思っております。

○議長（佐藤孝義君） 9 番、齋藤猛君。

○9 番（齋藤 猛君） ありがとうございました。

あと、質問の3 番目に移ります。

答弁書では、学校統合後においてもスキー場を利用する児童数の大きな変化はないものと認識しておりますとありますが、児童数は減少している状況で、こう認識されている何か根拠とかいうものはありますでしょうか。

○議長（佐藤孝義君） 教育次長、吉津なおみさん。

○教育次長（吉津なおみ君） ただ今のご質問にお答えさせていただきます。

現在、統合に向けて進めているところなんですけれども、将来の児童数ということで推計を出してございます。大きなまあ、児童数の変化というところでございますが、現在、今年度につきましては小学生119 名おります。令和11 年度には117 名ということで、翌年にはちょっと、グッと減って100 名程度にはなるんですけれども、子ども達のスキー学習

におきましては、雪に親しむこと、スキー技術の向上を主な目的としてございます。ですので、こちらのご質問にあるように、今後の近隣スキー場の活用も含めた検討という点につきましては、只見スキー場は子ども達が地域の自然や雪文化に親しむことができる只見ならではの教育資源でありますし、また移動時間も短く、学習時間も十分に確保できますので、今までどおり地元のスキー場を有効に活用しながら、より充実したスキー学習となるように検討してまいりたいと考えております。

○議長（佐藤孝義君） 9番、齋藤猛君。

○9番（齋藤 猛君） ありがとうございます。

では、4番の質問に移りたいと思います。

予算計上に至る説明が十分だったかという意見につきましては、受け止めさせていただきたいとありますが、議会は当局から示された情報を基に判断し、議決にあたっております。それだけ判断する材料を提供していただかなければ判断が困りますが、今後、これ、どのように改善して、議会との情報共有を図られるか、町長、お願いします。

○議長（佐藤孝義君） 町長、渡部勇夫君。

○町長（渡部勇夫君） 一つあの、本件については3月会議で同様のご質問をいただいて、それについて私のほうから答弁させていただいたうえで、最終的に可決いただいたという経過が、まずもってあります。そのことを申し述べさせていただきます。

そのうえで、また今般、その議決された案件についての、その経過のご質問を一般質問という形でいただいておりますが、それだけ大事なことだということではいただいているというふうに理解して申し述べさせていただきますが、これはあの、先ほど10番議員が診療所の関係でご質問いただいた点も関連してきますが、やはり、審議会という様々な審議会あります。行政各分野に。その審議会の役割というのは町長が議会にいろんな議案を提案するわけですが、町長だって単独でやっているわけではなくて、課長職含めた庁議の中で、国の政府で言えば閣議決定したうえで出してるわけですから、そういった手順は踏んでますが、そこに至るまでにやはり専門的なものとか、広く町民の意見を聞いてから出したほうが良いということで、町長単独、課長だけで決めるんじゃないくて、審議会に、こんな方向で考えたい、これについてどうでしょうかということを経験して、その専門家の方や町民の方の意見を集約したのを答申という形でいただけてます。それを尊重して提案していく。そういう二つあります。ですから、それがあの、ちゃんと審議会を開いて議会に出すべきものか。いや、そ

こまではしなくても、役場の庁議、町長の判断で出していいものかと、大きく言って二つに分かれます。その時に、これはあの、審議会にかけろべきではなかったのかという主旨のご質問を3月会議でいただきましたので、私はその辺のところを素直に受け止めまして、今後はそのようにしていきたいという旨の答弁をさせていただいたというふうに思っております。

やはりあの、何でもかと言えば、多額だと、ということと、あと議員おっしゃってるように、利用が今後、どのくらいあるのかという、その辺のことを、いわゆる費用対効果という言葉、あんまり使いたくないんですが、費用対効果だけじゃなくて、今、教育次長が申し述べたように、子ども達の、雪国に育った子ども達の教育ということで、経済的な価値だけでは測れない、大切なものもありますよと。それをどういうふうに見るかという価値のところにプラスしなくてははいけませんし、そういうところを含めて審議会通じて出すという、その丁寧な態度が、この件に関しては必要であったんだろうというふうに思いますけども、当時は、3月には申し上げましたが、私は雪国で豪雪地帯、只見と言いながら、只見スキー場がなくなってしまうようなことは私は町長としてはできないという思いが、強すぎたと、たぶん、申し上げたと思いますが、思いから提案したということでございますので、結果は認めていただきましたけど、その提案する丁寧さについては一部欠けていたのかなと、素直に反省していますので、やはりそういった財政規律であったり、様々な見地からも多面的に検討しなければならない事柄ですので、その辺の慎重さ、それから予算提案に至る経緯、議会に対する説明というところは一部、不足していたと思いますので、反省すべきは反省して、今後、この件に限らず、丁寧な説明に心掛けたいというふうに思っております。

○議長（佐藤孝義君） 9番、齋藤猛君。

○9番（齋藤 猛君） ありがとうございます。

今ほど丁寧さに欠けていたとありましたが、今後どのようにこれを改善されていきますか。お願いします。

○議長（佐藤孝義君） 町長、渡部勇夫君。

○町長（渡部勇夫君） 一つにはまあ、先ほど申し上げました、審議会とかに、かけてから、答申をいただいてから上げるという方法と、あとは議会の全員協議会並びにそれぞれ常任委員会ありますから、常任委員会の中で丁寧な説明をしていくということだと、ご理解いただきたいと思います。

資料等の資料づくり、その辺も含めまして、事前説明をより図っていくということになる

うかと思います。

○議長（佐藤孝義君） 9 番、齋藤猛君。

○9 番（齋藤 猛君） ありがとうございます。

事前説明を丁寧にしてもらい、議会と良い議論をできるようお願いいたします。

最後の質問にします。

湯ら里やスキー場に加え、駅前複合施設、小学校統合、認定こども園整備など、多くの公共施設の整備や更新が予定されています。公共施設等総合管理計画では施設総量の適正化が求められます。人口減少が進む中、将来世代への財政負担をどのように考えて、今後、公共施設をどのような方針で管理していくのか。また、その判断にあたり、議会や町民への説明と合意形成をどのように図っていくか、同じような質問ですが、よろしくお願いします。

○議長（佐藤孝義君） 町長、渡部勇夫君。

○町長（渡部勇夫君） 実は今朝 9 時から、職員を集めまして、朝礼を行いました。

そういった中で、今、只見町の置かれている状況、勿論、議会中だということは職員知ってますけど、来年夏の国道の開通も知ってます。様々な、私もあの、職員生活長だったんですが、こんな一時に、これだけいろんなプロジェクトといいますか、そういったものが重なるということはかつて経験がありません。それだけあの、道路含めまして環境の変化や時代の変化や、様々な、過疎化含めまして環境変化が著しい時期に差し掛かっています。ですが、どれも先送りできない課題ばかりなので、その辺のところはみんなで力を合わせてやっていこうということの訓示を職員にさせていただきました。

当然、その中で財政規律とか、財源の確保、同様かもしれませんが、それも考えていかなければいけない。ですから、一つ一つの正解を出すことも勿論大事ですが、やはり一つ一つの正解とともに、全部合わせた時の只見町の姿、やっぱりそれを意識しながら一つ一つの計画をつくっていかなければいけないと、非常に難しい、今、状況に至っているかというふうに思います。

只見町の中では、先人たちが、将来、こういった環境を予測されておられまして、当時はなかった公共施設再生基金というのはかつてはありませんでした。将来のことを考えて、そういった基金条例も議会の、当時の議会のほうで可決になってます。当然、地域振興基金であつたり、財政調整基金と減債基金は地方財政法、地方自治法で定められている、一番基本となる基金であります。そういった、それと特定目的基金含めまして、あとはあの、現在、

過疎債、辺地債ができる、そういった地域になってますので、ただそれができるからと言っていたずらに起債するわけにもいきませんので、辺地計画、過疎計画をしっかりと立てて、その数量を確保して、そのバランスの中で財政運営が、この事業をやってもその後、安定的に財政運営できるという見通しのもとに、各種プロジェクトを推し進めていかなければならないというふうに考えておりますので、議員おっしゃることはまさに、その根幹の話だと思いますので、その考えをしっかりと受け止めて、それを今後、公共施設もそうですし、様々な計画づくりに反映させていきたいと思います。そして、それぞれの計画の事前説明を議会のほうに丁寧にするように心がけながら、相互理解を深めながら、一つ一つ、町の将来を切り開いていきたいと思いますので、引き続きよろしくお願い申し上げます。

○議長（佐藤孝義君） 9番、齋藤猛君。

○9番（齋藤 猛君） 一般質問を終わります。

○議長（佐藤孝義君） これで、9番、齋藤猛君の一般質問は終了しました。

以上で、一般質問は全て終了しました。

◇◇◇◇◇

◇◇◇◇◇

◇◇◇◇◇

◎議案第25号の上程、説明、質疑、採決

○議長（佐藤孝義君） 次に、日程第2、議案第25号 只見町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例の一部を改正する条例を議題とします。

朗読を省略し、直ちに議案の説明を求めます。

総務企画課長、増田栄助君。

○総務企画課長（増田栄助君） それでは、議案第25号 只見町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例の一部を改正する条例についてご説明申し上げます。

本条例改正につきましては、今年度実施をしております予防接種のデジタル化に伴いまして、マイナンバーの利用を定める部分に予防接種法に定める定期予防接種、臨時予防接種等の事務を追加をさせていただくものでございます。

先にお配りしております新旧対照表のほうをご覧くださいと思います。

現在、ひとり親子ども医療費、重度心身医療の部分での事務を規定をしております。それに予防接種の事務について追加をさせていただきたいものでございます。

これによりまして、マイナポータル等で予防接種の履歴等確認できるなど、メリットがございますので、今回、改正をさせていただきたいものでございます。

以上、よろしくお願いいたします。

○議長（佐藤孝義君） 説明が終わりました。

質疑を行います。

質疑ありませんか。

6 番、山岸国夫君。

○6 番（山岸国夫君） 今の説明で、マイナンバーカードとマイナポータルという説明ありましたけれど、これの個人別の識別ということでは、マイナンバーカードを持ってない人もいます。

そういう点では、これ、あれですか。個人識別という点ではマイナンバーカードが始まる時に各個人充てに、あなたの番号はこれですよということで送付されて、その送付された番号に基づいてマイナンバーカードを申請したという事務手続きになってたかと思います。

そうすると、マイナンバーカード持ってない人については、役場で持ってる個人の番号、当初発効した番号、それに基づいて識別して判断していくという中身になりますか。

○議長（佐藤孝義君） 保健福祉課長、吉津瑞穂さん。

○保健福祉課長（吉津瑞穂君） 今回の条例改正に関連しまして、予算のほうでも今回お願いしますけれども、今年度、予防接種のデジタル化を町のほうでは進めております。

ただ今、マイナンバーの件でご質問ありましたが、今回につきましては、そのマイナ保険証を使用している人が、病院で予防接種を受ける際に提示をしていただくことで予診票等がデジタルで処理できるというものでございます。

基本的には本人がそれを望まなければ、そういった、今までどおりのアナログでということにはなろうかなと思いますけれども、今回、最初にやる、接種をする予防接種につきましては定期接種ということで、母子等の必須の予防接種を対象にする予定にしておりますので、そこにつきましては利用者の方のご理解を得ながら進める予定としてございます。

○議長（佐藤孝義君） 6 番、山岸国夫君。

○6 番（山岸国夫君） 私の質問の主旨は、マイナンバーカードの持ってない方、も結構いら

っしゃると思います。子どもさんは親が持ってなければ、親が手続きしなければ子ども独自では発行の手続きできませんから、そういう点では持ってない人の扱いは、この条例との関係ではどのようになるのかというのが質問の大きな主旨です。

○議長（佐藤孝義君） 保健福祉課長、吉津瑞穂さん。

○保健福祉課長（吉津瑞穂君） 大変失礼いたしました。

マイナンバーカードをお持ちでない方につきましては、マイナポータル等からの接続はおそらくできないと思われますので、接種履歴を確認することはデジタル上はできないということだと思っております。

○議長（佐藤孝義君） 6番、山岸国夫君。

○6番（山岸国夫君） そうすると、マイナンバーカード、マイナポータルで確認できないという場合は、国民健康保険証と同じような、後期高齢者保険証そうですが、持ってない人は確認証は今発行されてます。それ、持ってない人への連絡などは、保険証と同じように、持ってない人に通知は、それは独自に行うという考えでよろしいでしょうか。

○議長（佐藤孝義君） 保健福祉課長、吉津瑞穂さん。

○保健福祉課長（吉津瑞穂君） 予防接種の定期接種につきましては、マイナンバーにかかわらず、町のほうで受けることを努力義務というか、努力としてお願いしておりますので、適切に予防接種を受ける時期になりましたら、町のほうで勧奨をしてございますので、マイナポータルのみでお知らせをするということではございませんので、接種に関しては特に大きい変化があるものとは思ってはおりません。

○議長（佐藤孝義君） よろしいですか。

ほかにありませんか。

〔「ありません」と呼ぶものあり〕

○議長（佐藤孝義君） これで質疑を終わります。

これより討論に入ります。

討論ありませんか。

〔「ありません」と呼ぶものあり〕

○議長（佐藤孝義君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終わります。

採決いたします。

議案第２５号 只見町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例の一部を改正する条例は、原案のとおり可決するにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶものあり〕

○議長（佐藤孝義君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第２５号は原案のとおり可決されました。

◇◇◇◇◇

◇◇◇◇◇

◇◇◇◇◇

◎議案第２６号の上程、説明、質疑、採決

○議長（佐藤孝義君） 次に、日程第３、議案第２６号 只見町地域計画審議会条例の一部を改正する条例を議題とします。

朗読を省略し、直ちに議案の説明を求めます。

総務企画課長、増田栄助君。

○総務企画課長（増田栄助君） では、議案第２６号 只見町地域計画審議会条例の一部を改正する条例ご説明申し上げます。

まず、第１条としまして、公共施設在り方審議会条例…

申し訳ありません。

第１条の地域計画審議会という名称を、公共施設在り方審議会に改めるものでございます。

今回、一般質問等でもご質問いただきました、公共施設の今後の利活用、また在り方等を審議をしていく中で、審議会を開催したいというふうに考えてございました。

その際、新たな条例ということも考えたところではございましたが、現存する地域計画審議会、この所掌事務が公共施設の再配置及び利活用に関する事項について調査及び審議するというものでございましたので、今回この地域計画審議会条例の名称を公共施設の在り方審議会に改めさせていただいて検討をいただくということで条例改正をお願いするものでございます。

附則で、付属機関条例、また特別職の報酬条例についても同様に地域計画審議会の部分を、公共施設在り方審議会のほうに改めをさせていただきたいものでございます。

よろしく願いいたします。

○議長（佐藤孝義君） 説明が終わりました。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

4 番、鈴木好行君。

○4 番（鈴木好行君） これ、私の昨日の一般質問でも、今後の小学校の在り方に対して審議会で検討するという回答がありました。

そして今ほどのスキー場に関してかな、も在り方審議会というお言葉が出ました。

ですから、そうした中で、ただ、公共施設全般の在り方をまとめて審議しなければならない場合と、今ほど小学校のこれからの在り方という、その絞って、話題を絞って審議しなければならない場合と多々あると思いますけれども、それは両方ともこの審議会で、そういう場面で行うというふうな形で認識してよろしいのでしょうか。

ただ、全般的な計画書を作るための審議会、ではないのかなと思うんですけど。

○議長（佐藤孝義君） 総務企画課長、増田栄助君。

○総務企画課長（増田栄助君） 今ほどのご質問にお答えをさせていただきたいと思います。

今回、ちょうど言いますとあれですけど、公共施設の総合管理計画の改定時期にもなりました。その部分で審議会を諮るという部分ではございませんで、やはり、今回、小学校でやってる保育所等々の大きな施設の変革期といいますか、そういったことで今後の利活用であったり方針を定める必要があるということで、今回についても10施設にまず絞って、審議をさせていただいて、審議をいただいて、その方向性を管理計画の中にも盛り込んでいきたいということで考えてございます。

またあの、今回、10施設を予定してございますが、そのほか観光施設等についても様々、まだ検討いただく部分があるかと思っておりますので、そういった部分については必要に応じて、この公共施設の在り方審議会になるか、観光の部分については観光開発審議会というものも別にごございますので、そういった中でご検討いただく部分になるかと思っております。

今回については学校、また保育所、その他10施設程度、集中的に行いたいということで考えてございます。

○議長（佐藤孝義君） 6 番、山岸国夫君。

○6 番（山岸国夫君） そうすると、これ、今の答弁で、それぞれ個別に応じてということで、様々なこれから個別問題が、学校だったり、ほかの公共施設だったり、いろいろ出て

くと思うんですね。そうすると、それぞれの専門知識を持った方がまた別になるんじゃないかというような問題もあるんですが、要するに、この審議委員の選定というのはずっと変わらないということですか。その審議項目によって審議委員は変更するということなんですか。その辺についてお答えをお願いします。

○議長（佐藤孝義君） 総務企画課長、増田栄助君。

○総務企画課長（増田栄助君） 審議いただく方につきましては、その審議をいただく内容によって選任をさせていただくふうに考えております。それに関連する方々の参画をいただきたいというふうに考えてございますので、今回については学校であったり、庁舎も含めてでございまして、そういった中での委嘱を今考えているところでございます。

○議長（佐藤孝義君） よろしいですか。

ほかにありませんか。

１０番、酒井右一君。

○１０番（酒井右一君） 審議会の在り方について聞きたいんですが、今回の議案にかかわらず、審議会を開催するには、私も過去に携わったことがあります。基本的に諮問をして、それから答申をするという流れは変わらないんだと思います。これが変わっているかどうかとも答弁の中に入れていただきたいんですが。

こうした審議会、まさかあの、執行機関の長が、これ、なじよしたらよかべみたいの、白紙で答申するということはないでしょうな。タイトルだけ出して。ここらをもう少し、気持ち悪くなったんでお伺いしますが。

二つばかりお願いします。

○議長（佐藤孝義君） 総務企画課長、増田栄助君。

○総務企画課長（増田栄助君） 今ほどのご質問でございます。

勿論、諮問をさせていただいて、それに対する答申をいただくということになります。

その諮問には、ある程度、今回の公共施設在り方審議会もそうですが、町の考え方というものをお示しをさせていただいて、それに対してご審議をいただくという形で考えてございますので、よろしくお願いいたします。

○議長（佐藤孝義君） １０番、酒井右一君。

○１０番（酒井右一君） くどいようですが、これ、先の一般質問にも関係ありますので、もう一度確認しておきますが、長たるものが諮問事項を決めて、方針を決めて、そして、その

ことについて諮問をして、諮問を取り入れて、そして決めると。長の施策として決めて、議会で決めるものは議会で決める。そういう流れでよろしいですな。まあ、確認です。特に診療所なんかも含めてそうですが、審議会の意義について確認いたしました。

○議長（佐藤孝義君） 総務企画課長、増田栄助君。

○総務企画課長（増田栄助君） 先ほどと同じお話になるかと思いますが、方針を諮問の中に入れたうえで審議をいただく、答申をいただくというふうに考えてございます。

○議長（佐藤孝義君） ほかにありませんか。

〔「ありません」と呼ぶものあり〕

○議長（佐藤孝義君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これより討論に入ります。

討論ありませんか。

〔「ありません」と呼ぶものあり〕

○議長（佐藤孝義君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終わります。

採決いたします。

議案第26号 只見町地域計画審議会条例の一部を改正する条例は、原案のとおり可決するにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶものあり〕

○議長（佐藤孝義君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第26号は原案のとおり可決されました。

◇◇◇◇◇

◇◇◇◇◇

◇◇◇◇◇

◎議案第27号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（佐藤孝義君） 次に、日程第4、議案第27号 只見町税条例の一部を改正する条例を議題とします。

朗読を省略し、直ちに議案の説明を求めます。

町民生活課長、目黒康弘君。

○町民生活課長（目黒康弘君） それでは、説明の前に資料の配付の許可をお願いいたします。

○議長（佐藤孝義君） 許可します。

配付ください。

〔資料配付〕

○町民生活課長（目黒康弘君） それでは、今ほどお配りしました資料と併せてご説明をさせていただきますと思います。

議案第27号 只見町税条例の一部を改正する条例でございます。

今回の条例改正につきましては、国の法改正に合わせまして、施行に応じて町の条例のほうを改正するものでございます。

お配りしました資料をご覧いただきたいと思います。

それぞれ、こちらが対応する表になってございまして、一番上の第34条の7から2ページ目の附則第17条の2まで、それぞれ法改正に合わせた改正のものとなっております。

概要につきましては一番、資料の右側にそれぞれ記載をしておりますが、広く関係するものとしたしましては1ページ目の中ほど、第63条にございます固定資産税の免税点、令和9年4月1日施行になりますけれども、固定資産税の免税点が変更となります。家屋につきましては、現行20万円が、改正後30万円が免税点となります。併せまして、償却資産が150万円が180万円となります。こちら国のほうで物価上昇を踏まえた改正となっておりまして、このほかに土地がございすけれども、土地については地下の下落をしていることを鑑みまして、据え置きということで現行と同じ30万円といった内容となっております。

それぞれ、こちらの必要な部分について改正のほうを提案をさせていただきます。

よろしくお願いいたします。

○議長（佐藤孝義君） 説明が終わりました。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

6番、山岸国夫君。

○6番（山岸国夫君） 今の説明で、議案第27号の資料という中で、この改正の概要の中の法改正に合わせての一番上のところですが、復興特別所得税の課税期間の延長及び防衛特別所得税の創設に伴う改正。この防衛特別所得税の創設に伴う改正ということで、この税率はどのぐらいになるんでしょう。

○議長（佐藤孝義君） 町民生活課長、目黒康弘君。

○町民生活課長（目黒康弘君） こちらのほうにつきましては、議案のほうの新旧対照表をご覧いただきたいと思います。

34条の7、略ということで記載をしてございます。前項の特別控除額は第314条の7の第11項、法の附則第5条の6第3項又は第4項の規定により読み替えて適用される場合を含むとなってございますので、法の改正に合わせたものとなっております。所得税の創設でございますので、法のほうで今現在規定をされておりますが、具体的な金額については、こちらのほう、法に従っているという形になってますので、条例のほうで特にいくらという額には規定は出てございませんので、そのようなことでご理解をいただければと思います。

○議長（佐藤孝義君） 6番、山岸国夫君。

○6番（山岸国夫君） 法に従っているということで、これには、町の条例には載せないということですが、その法令の基づく所得税というのはどのぐらいになりますか。教えてください。

○議長（佐藤孝義君） 町民生活課長、目黒康弘君。

○町民生活課長（目黒康弘君） こちらのほうなんですけども、今、手持ち資料がないというところもございしますが、まだ具体的な部分に関して、こちらのほうの個別、税の率とか金額については、すみません、今、資料として手持ちしてございませんので、こちらについては回答は今できない状況となっております。大変申し訳ございません。

○議長（佐藤孝義君） ほかにありませんか。

〔「ありません」と呼ぶものあり〕

○議長（佐藤孝義君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これより討論に入ります。

討論ありませんか。

〔「反対討論」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐藤孝義君） これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

6番、山岸国夫君。

○6番（山岸国夫君） 私はこの只見町税条例の一部を改正する条例の改正について反対を行

います。

先ほど質問しました、防衛特別所得税の創設に伴う改正と。これは国の法律に沿って行われると。それに準拠して所得税の寡婦割合が国の方針によって決められるということになっております。

しかし、今、国のその防衛費予算見ると、この一年間でも、国民総生産の1パーセントから2パーセント。そして、これからの防衛費の伸びというのは、トランプ大統領による日本政府への圧力によって、約5兆円規模になると見られてます。それが実現されれば。そうなれば、国民一人あたりの納税額は負担額、38万円にも及びます。今、物価高騰、そして給料も上がらない中で、このようなさらなる増税を国民に押し付ける新たな税制改正、これは私は国民生活を守るうえからも反対いたします。

以上です。

○議長（佐藤孝義君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

賛成討論ありませんか。

ほかに討論はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶものあり〕

○議長（佐藤孝義君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終わります。

採決いたします。

この採決は起立によって行います。

議案第27号 只見町税条例の一部を改正する条例を採決いたします。

この原案どおりに可決するに異議のない方は起立を…

原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立多数〕

○議長（佐藤孝義君） 起立多数です。

よって、議案第27号は原案のとおり可決されました。

◇◇◇◇◇

◇◇◇◇◇

◇◇◇◇◇

◎議案第28号の上程、説明、質疑、採決

○議長（佐藤孝義君） 次に、日程第５、議案第２８号 只見町国民健康保険税条例の一部を改正する条例を議題とします。

朗読を省略し、直ちに議案の説明を求めます。

町民生活課長、目黒康弘君。

○町民生活課長（目黒康弘君） それでは、説明の前に資料の配付の許可をお願いいたします。

○議長（佐藤孝義君） 許可します。

配付ください。

〔資料配付〕

○議長（佐藤孝義君） 配付終わりました。

説明ください。

○町民生活課長（目黒康弘君） それでは説明をさせていただきたいと思います。

議案第２８号 只見町国民健康保険税条例の一部を改正する条例でございます。

改正の条文を先にご覧いただきたいと思います。

只見町国民健康保険税条例（昭和３６年条例第２２号）の一部を次のように改正するとなっております。

はじめに、第９条の３中、１００分の、空欄を、１００分の０．３１に改める。第９条の４中、金額抜きの空欄円を、１，３００円に改めるということで、以下、こういった形で空欄の部分に金額、また利率を規定させていただく条例の改正内容となっております。

経過につきまして、資料を基にご説明をさせていただきたいと思います。

議案第２８号の資料をご覧いただきたいと思います。

まず、令和８年５月２２日、金曜日でございますが、只見町の国民健康保険事業の運営に関する協議会にて、令和８年度の国民健康保険税率等の審議をした結果に基づいた条例改正の提案をさせていただくものでございます。

その会議の中で、国民健康保険税率等については据え置きでございます。

併せまして、新設となった子ども分の税率は以下のとおりということで、税率の算定過程については、この後、保健福祉課長のほうから説明をさせていただきますが、今回、こういった形で、区分、下の表にございます、区分、医療、後期、介護とございますが、４番目といたしまして子ども支援金の分が追加となりました。所得割については０．３１、均等割については１，３００円、１８歳以上の均等割額の上乗せ分が７０円、平等割額について８０

0円ということで、こちらの金額について、それぞれ、第9条の3から始まりまして、第9条の6の2号・3号ということで、それぞれ関連する特定世帯の平等割額、9条の6の第3号については特定継続世帯の平等割額ということで規定の改正をさせていただくものでございます。

併せまして、その下、第23条の第1項、第1号につきましては、こども分の7割軽減世帯の均等割の軽減額というということで、それぞれ、キとクとケの（1）から（3）ということで、それぞれの軽減額について規定をさせていただいた内容となっております。

第2号におきましては、こども分の5割軽減世帯の均等割の軽減額の部分の規定となっております。

裏面にまいりまして、2ページ目でございます。

第3号におきまして、こども分の7割軽減世帯の均等割の軽減額というところでそれぞれ規定をさせていただいた内容となっております。

併せまして、第23条の第2項、第3号におきましては、こども分の7割軽減世帯の未就学児の軽減世帯の均等割の軽減額。それからイ、こども分の5割軽減ということで、それぞれ、その他までの均等割の軽減額の規定。

それから第23条の第3項の第8号については、こども分の産前産後のそれぞれ7割・5割・2割・その他ということで規定をさせていただいた内容となっております。

条例の改正案のほうで空欄となっていた部分について、それぞれ金額を入れさせていただくとなった経過でございますが、3ページ目の資料にございますが、只見町の健康保険税条例の一部を改正する条例、専決第3号の概要ということで、金額については今般の提案をさせていただいておりますが、専決のほうでこれらの規定に対するものの条例の追加をさせていただいております。専決については報告事項となっておりますので、報告だけとなりますけれども、まず一つ目といたしまして、子ども・子育て支援納付金の賦課・徴収に係る規定の追加をさせていただきました。

その中で、まず一つ目の矢印になりますが、徴収に関する規定を追加いたしております。所得割、均等割、平等割額は税率等の本算定後に改正ということで、今回の改正の提案の中で決まった所得割等で改正をさせていただく内容となっております。

2番目でございますが、こちらにつきましては令和6年6月に成立した、子ども・子育て支援法により子ども・子育て支援金制度が創設されたことによるものでございます。この制

度は令和8年4月から制度が改正されるための改正ということで、専決のほうで盛り込ませていただいております。

3点目の矢印になりますが、これまでの国民健康保険料の算定において、医療保険分、それから後期高齢者支援分、介護納付金の賦課額に加えまして、新たに子ども・子育て支援納付金賦課額ということで、子ども分ということで追加をさせていただくようになっております。子どものいる世帯の賦課額が増えないように18歳に達する日以降の3月31日までの子どもに係る支援金の均等割額、国のほうで子どもの世帯の均等割の負担が増えないようにということで10割軽減となつてございます。先ほどの1ページ目の表で、18歳以上の均等割額、上乗せ分70円となつてございました。こちらのほうが、この10割軽減の措置を講じたものによりまして、18歳未満の子どもがいる世帯の分を18歳以上の世帯の分で割り戻した額の均等割、いわゆる上乗せ分というようなことで規定をさせていただいております。

また、現行制度と同様に、低所得者に対する応益分の軽減措置、軽減率がそれぞれ7割・5割・2割という中で、未就学児、それから産前産後、軽減額の規定がございますので、こちらのほうに合わせて設けさせていただいております。

2点目といたしまして、賦課現道額の引き上げの改正がございました。

第23条のほうで改正をしておりますが、1番目の医療保険分の基礎分が67万円ということで、令和7年度から1万円引き上げとなりました。併せまして、子ども・子育て支援納付金の分については限度額が3万円ということで新たに新設されたものとなつてございます。

それから3点目として、軽減判定基準額の引き上げとなっております。

こちら、裏の資料ご覧いただきたいと思います。

4ページ目になりますが、軽減割合といたしまして、令和8年度に5割の軽減世帯の、これまで30.5万円の限度額を31万円に直してございます。2割軽減世帯については56万円が57万円ということで、こういった規定をさせていただいております、専決のほうで子ども・子育てに関する支援金の規定を追加させていただいて、限度額等を直させていただいた中で、今般の28号のほうで金額、それから率といった内容を規定をさせていただいた部分についてが条例の提案となつてございます。

○議長（佐藤孝義君） 保健福祉課長、吉津瑞穂さん。

○保健福祉課長（吉津瑞穂君） それでは、今回、税率の算出の経緯については私のほうから

説明をさせていただきたいと思います。

ただ今お配りした資料の中に、令和8年度只見町国民健康保険税課税関係資料がございますので、こちらをご覧くださいと思います。

一枚おめくりをいただきまして、資料1－1でございます。

数字が大変小さくて申し訳ございませんけれども、左上の箱を見ていただきまして、当初予算の段階では仮算定ということでの積算でございましたけれども、今回、本算定ということで県の納付の額が決まりました。そちらが納付金額①とされているところでございます。

先ほど条例改正のところで説明ありましたが、今年度から子ども分という部分が増額になっております。合計額については記載のとおりでございますけれども、仮算定と比べますと約230万円の増ということで、増額のほとんどが子ども分であるというふうに思っていたければよろしいかなというふうに思います。

そこから繰り出す分、あとは県から交付される分等々を差引をしまして、一番右側の国保税の所要額⑥という数字を割り出しております。ここから税率の試算をいたしました。

次のページまいりまして、A4縦の資料でございますけれども、資料1－2でございます。

今回の、先ほどの所要額に応じまして、三つのパターンで試算をしております。

一つ目は、昨年度からの据え置きで税率で計算をしております。子ども分につきましては今年から初めてということで、0.31パーセントということで計算をしました。この数字についてはまた後程説明をいたします。こちらで計算をしますと、一番右側、不足が570万円ほど出るという試算になりました。

二つ目は所要額に合わせた保険税率ということで、過不足は生じませんが昨年に比べると税率が若干上がると。

3番目が市町村の標準保険料率ということで、こちらで計算しましても不足は生じませんが、税率が上がるというような状況になってございます。

一番下の文言にも記載がありますとおり、今年度は仮算定から本算定の納付額の額が思った、我々の想定よりも上がっていないということ。また、一人当たりの平均課税所得が増えているということで、税収が上がる見込みであるということ。そしてあの、据え置きですと570万円ほどの不足が生じますけれども、昨年も説明をさせていただきましたが、基金、運用計画どおり800万円入れることで、ここは調整が可能であるということ。

昨年の基金の活用の際にもお話をさせていただきましたけれども、税率の上昇による激変

緩和に基金を使える期間というのが、県からのロードマップによりますと令和14年までと示されておりますので、町としては基金を計画的に使いたいということで、今回は協議会のほうにもご相談をしまして、基金を800万円、計画どおり活用して、税率を据え置きとしたいということで、原案妥当ということで承認を受けております。

ただあの、基金につきましては、今年度の3月に統一税率が示される予定になっておりますので、その税率を見て、また新たに再検討はしたいというふうに思っております。

続いて、その次のページ、資料2-1でございます。

こちらがその国保の現況を知っていただくという意味での説明になりますが、まず医療と、後期高齢支援金分ということで、74歳までの方に係る部分になります。右上の世帯数、463世帯、被保険者数が665人ということで、左下の表の比較増減を見ていただきますと、昨年度から、被保険者数で72名の減、世帯数にすると50世帯の減となっております。それによりまして、課税総額につきましては税率は据え置きでございますけれども、昨年と比較すると下がると。しかしながら、右側の下ですけれども、一人当たりの平均課税所得は前年度から約5万円弱上がっているということで、一人当たりの課税額は、ここは上昇する見込みとなっております。その上に応益、応能の割合がございます。こちら、本来は50対50が基本となっておりますけれども、今回、据え置きでの措置ですので若干、バランスが崩れているという状況です。

続いて、4ページ目に移りますけれども、こちら介護納付金分ということで、介護保険料払っている4歳から64歳までの方に係る分になります。こちら世帯176世帯、被保険者数207人ということで、左下の比較増減見ますと被保険者数が13人の減、世帯にして11世帯の減となっております。こちらにつきましては、世帯、人数とも減ってはいるんですけれども、一人当たりの平均課税所得が昨年度から22万5,000円ほど上がっているということで、課税の総額自体は増、一人当たり、一世帯当たりの課税額も増という状況でございます。

続いて、5ページ目にまいりまして、子ども分です。こちらが今年度から新たに課税される分になります。こちら子ども分ということで、74歳までの全員に課税になりますが、税率は0.31パーセントということで、県の標準保険料率ですと0.29パーセントなんですけれども、こちらは応能・応益割のバランスを調整をさせていただいて、なるべく50対50に近づけた結果、0.31パーセントであったというふうにご理解をいただきたいとい

うふうに思います。こちらについては昨年まではなかった分ですので、増となりますけれども、均等割の18歳以上、均等割というのは先ほど条例改正のところで説明があったとおり、18歳、高校生までの分を、それ以外の大人で、みんなで割って払いましょうという部分になります。

8ページ以降は資料として添付をしましたのでご覧いただければと思います。

説明については以上でございます。

○議長（佐藤孝義君） 説明が終わりました。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

4番、鈴木好行君。

○4番（鈴木好行君） この間の委員会でもお伺いしましたが、また教えてください。

それであの、今ほどの説明で、11年には統一されるけれども、14年までは基金の運用で激変緩和に使っていいよというお話でした。

それで、そうすると、現在と、今度、令和15年で、所得額とか被保険者数によって簡単には出てこないと思うんですけれども、単純に、所得と被保険者数の数が変わらない、今と同等と推計されると、現在、令和8年度と令和15年度の負担額って、どのぐらいの差ができそうな感じになるのでしょうか。ただ単に、今回の800万円の基金を均等割した、割った、人数で割った数字ぐらいの増加率になるのか。その辺のところ、どのぐらいが推計されるのか、教えていただきたいと思います。

○議長（佐藤孝義君） 保健福祉課長、吉津瑞穂さん。

○保健福祉課長（吉津瑞穂君） 今、ちょっと、その数字を、お話できる数字持っては、来てはいなかったんですけれども、今、鈴木議員がおっしゃったような形での推計というのは、今のところしてはいないところなんです。ただ、税率という意味では、当初、このお話が出てきた時に比べると、税率の上昇は非常に緩やかなものにはなっているというふうには想定はされています。ただ、今の只見町の税率からいくと上がることは間違いないだろうというのが想定範囲になっておりますので、ちょっと金額でおいくらというお示しはできないんですけれども、そうですね、所得が同じであれば、そう大きく上昇するものではないのではないかというのが今のお話できる範囲になりますので、また実際の、確定の税率が今年度の3月に示されるということで、その際にはもう少し具体的なお話はできるかな

と思いますけれども、現時点で私のほうでお話できるのはこの程度かなというふうに思います。

○議長（佐藤孝義君） 4 番、鈴木好行君。

○4 番（鈴木好行君） 激変緩和という、激変という言葉が出てくると、ドキドキするような形になってしまいますので、まあ、実際問題として、そう激変することはないなというふうなニュアンスで捉えていてよろしいのでしょうか。その辺のところ、ちょっと教えてください。

○議長（佐藤孝義君） 保健福祉課長、吉津瑞穂さん。

○保健福祉課長（吉津瑞穂君） 日本語として激変という言葉でちょっと説明をさせていただきましたが、今ほど説明した資料のですね、今ほど説明した中にはないのかな。

そうですね。これはちょっと、去年の資料になるかなと思うんですけども、現在の推移としては、一人当たりが12万4,000円程度だということでありまして、県の試算で考えますと、それよりも若干、1万円分ぐらい高くなる。これ、仮の数字なので、あれなんですけれども、保険料の推移をある程度想定した表はございますので、後ほどあの、そちらを見てご説明することは可能ですが、ちょっと今、なかったので大変申し訳ありませんが、そういう状況だということ、激変ではありますけども、今の状況だと激はもしかしたら付かないかもしれないというような程度になっております。

○議長（佐藤孝義君） 11 番、菅家忠君。

○11 番（菅家 忠君） 資料の数字の確認をしていただきたいなと思います。

今ほど配られた28号の資料の2ページでありまして、この3号はもしかしたら2割じゃないのかなと思ひまして、流れ的に国保のほうは7割・5割・2割の軽減の条例だったかなと思ひまして、ここの資料には7割軽減・5割軽減・7割軽減と書いてあるので、1号・2号・3号であれば7割・5割・2割なのではないかなと思ったので、ちょっと、その資料の数字の確認をお願いしたいと思って発言しました。

○議長（佐藤孝義君） 町民生活課長、目黒康弘君。

○町民生活課長（目黒康弘君） 資料のほうの2ページ目の上の第3号でございます。

7割軽減となつてございますが、こちら、そうですね、2割軽減のほうで、間違いで、誤りでございました。

大変申し訳ございません。資料のほうの訂正をお願いいたします。

大変失礼いたしました。

○議長（佐藤孝義君） 6 番、山岸国夫君。

○6 番（山岸国夫君） この条例の、条例の 9 条の 3・4・5 は、いわゆる所得割・均等割・平等割ということで 3 方式です。

で、先ほど保健福祉課長の説明にあった保険税についても大きくは所得割・均等割・平等割という 3 方式になってます。

専決処分された、専決処分の条例を是非、見ていただきたいんですが、その資料で横の新旧対照表、23 の 1 ページの一番下から 2 行目、第 1 号の基礎税額は世帯主及びその世帯に属する被保険者につき算定した所得割、保険料。その裏もですね、ここは平等割。その下も所得割ということで、これらを三つ、所得割・均等割・平等割を合計した税額とするという国保税の第 2 条はなってます。

それで、新たにその、その下の、23 ページの 2、ここでの項目の中では、2 行目の終わりから、所得割額及び資産割額。この資産割額が新たに入ってます。この資産割額というのは、この数年間ありませんでした。以前はありました。しかし、令和 7 年度までは資産割がなく、所得割・均等割・平等割という形での条例になっていました。

そうすると、ここで、この条例の中では資産割が新たに追加、条例として追加されてます。

そうすると、今説明のあった、国保税条例の 1 号を改正する条例では、先ほども言いましたように、所得割・均等割・平等割と 3 方式です。資産割入れると 4 方式と言われる形になります。

そうすると、国民健康保険税のうちの医療分、後期高齢者支援金分、介護保険分については 3 方式、ですよね。所得割・均等割・平等割です。で、子どもの世帯だけは 4 方式になるんですが、この提案されている中身については、条例と違う 3 方式のまま提案されてる、ということで、これは何なのかと。条例と違う条例案を提案しているというふうにならないんでしょうか。そこを伺います。

○議長（佐藤孝義君） **マイクなしで発言 聴き取り不能**

○町民生活課長（目黒康弘君） 専決のほうでございますが、専決第 3 号の国民健康保険税条例の一部を改正する条例の中で、新旧対照表で 23 分の 2 ページでございます。第 5 といたしまして、第 1 項第 4 号の子ども・子育て支援金納付金の課税額は世帯主ということで、その後ですが、4 行目です。3 行目ですか。及び資産割額並びに均等割額及び世帯平等割とい

うことで記載が入ってございます。

こちらにつきましては資産割が今、3方式で只見町はやっておりますので、資産割の適用はないものとなってございます。その中で、条例のほうで、国のほうのその条文入ってしまっておりますので、この部分については追加で、条例の改正をしないと、こちら資産割額の分がずれてきますので、そちらのほうはそのようなことでお願いをできればと思います。

○議長（佐藤孝義君） 6番、山岸国夫君。

○6番（山岸国夫君） そうすると、条例改正がないとできないということですよ。そもそもこの資産割も含めて4方式で条例は決めてます。条例として。そうすると、その条例と違う、今回、条例案を提案されているわけですよ。子ども・子育て支援金の3方式ですから。所得割・平等割・均等割。資産割はどこにも入ってません。子ども・子育てについて。

そうすると、私は、そうするとね、条例があって、条例と違う提案をするというのはおかしいんじゃないですか。条例、なくてもいいことになっちゃうんじゃないですか。後からそのところは変えればいいとなったら。条例があって、条例を基にそれぞれ、賦課するという中身ですから、この条例だと、今回提案されている条例については、条例違反と、町自身が、そういう中身の提案じゃないかというのを指摘しているんですが、そこはどう扱われますか。

○議長（佐藤孝義君） 町民生活課長、目黒康弘君。

○町民生活課長（目黒康弘君） こちらの分、確認をさせていただきたいと思います。

大変申し訳ございませんが、お時間をいただければと思います。

○議長（佐藤孝義君） どれぐらいかかりますか。

休議しますか。

じゃあ、暫時、休議します。

休憩 午後2時37分

再開 午後3時30分

◇◇◇◇◇

◇◇◇◇◇

◇◇◇◇◇

◎日程の追加

○議長（佐藤孝義君） 休議前に引き続き、議会を再開します。

ただ今、町長から提出された議案第２８号 只見町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について、撤回したいという申し出がありました。

議案第２８号 只見町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の撤回の件を日程に追加し、追加日程第１として日程の順序を変更し、直ちに議題にしたいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶものあり〕

○議長（佐藤孝義君） 異議なしと認めます。

議案第２８号 只見町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の撤回の件を日程に追加し、追加日程第１として日程の順序を変更し、直ちに議題とすることに決定しました。

なお、急な日程の変更による日程表については、申し合せ先例集により後刻、作成し、議決書に綴り対応することとなっておりますので、そのようにしたいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶものあり〕

○議長（佐藤孝義君） 異議なしと認め、日程表についてはそのように対応いたします。

◇◇◇◇◇ ◇◇◇◇◇ ◇◇◇◇◇

◎議案第２８号の撤回の説明

○議長（佐藤孝義君） それでは、追加日程第１、議案第２８号 只見町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の撤回の件を議題にします。

町長から、議案第２８号 只見町国民健康保険税条例の一部を改正する条例を撤回する理由の説明を求めます。

町長、渡部勇夫君。

○町長（渡部勇夫君） ただ今、発言の機会をいただきまして誠にありがとうございます。

先ほど議案第２８号 只見町国民健康保険税条例の一部を改正する条例を提案させていただきました、ご審議を賜っていただきましたが、その中にご指摘のあったとおり、その条例の字句、文言の中に誤りがございました。

誠に申し訳なく思います。

したがいまして、この議案第２８号の条例につきましては取り下げ、撤回の許可をいただきたいと思います。

そのうえで、明日、改めて再提案させていただきたく、お取り計らい賜りますようご理解をお願い申し上げます。

誠に申し訳ございませんでした。

○議長（佐藤孝義君） お諮りします。

ただ今、議題となっております議案第２８号 只見町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の撤回の件を許可することに異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶものあり〕

○議長（佐藤孝義君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第２８号の撤回を許可することに決定いたしました。

◇◇◇◇◇

◇◇◇◇◇

◇◇◇◇◇

◎議案第２９号の上程、説明、質疑、採決

○議長（佐藤孝義君） 続いて、次に、日程第６、議案第２９号 工事請負契約の締結についてを議題とします。

朗読を省略し、直ちに議案の説明を求めます。

交流推進課長、梁取智之君。

○交流推進課長（梁取智之君） 議案の説明に入る前に、資料の配付の許可を願います。

○議長（佐藤孝義君） 許可します。配付してください。

〔資料配付〕

○議長（佐藤孝義君） 配付が終わりました。

説明をお願いします。

○交流推進課長（梁取智之君） それでは、議案第２９号についてご説明いたします。

工事請負契約の締結についてでございます。

次のとおり工事請負契約を締結するものです。

１、契約の目的、只見スキー場第１リフト制御装置更新工事（第１期工事）。２、契約の方

法、随意契約。3、契約金額、9,020万円。4、契約の相手方、東京都千代田区内神田1丁目4番2号、東京索道株式会社、取締役社長、小林哲男。

先ほど配付いたしました議案第29号資料をご覧いただきたいと思います。

こちら見積結果記録表になります。

見積期限日は令和8年5月27日。予定価格は記載のとおりでございます。随意契約までの経過でございますが、指名競争入札により索道工事の指名参加願が提出されている4者を指名いたしました。しかし、3者が辞退し、入札不調になったことから残りの1者に入札参加の意思を確認し、見積もりを徴したところ、予定価格内であったことから仮契約をしたところでございます。

本議案の予算につきましては、令和8年度当初予算において、令和8年度を第1期工事、令和9年度を第2期工事とする2ヶ年の継続費として議決をいただきました。

本年の第1期工事は、主電動機、主制御盤装置一式を工場で製作し、次年度の2期工事で只見スキー場へ据え付け工事を行う計画となっております。

仮契約日につきましては、見積決定日の翌日、5月28日。工期につきましては議決の翌日から令和9年3月31日を予定しております。

以上、説明とさせていただきます。よろしく申し上げます。

○議長（佐藤孝義君） 説明が終わりました。

これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

10番、酒井右一君。

○10番（酒井右一君） 10番、酒井右一君です。

辞退された3者。何故、辞退されたかというような理由はおわかりになりませんか。

○議長（佐藤孝義君） 交流推進課長、梁取智之君。

○交流推進課長（梁取智之君） ただ今の酒井議員のご質問にお答えいたします。

3者の辞退理由でございますが、3者のうち2者は、リフト全体の設備、今回の電動機、あと支柱ワイヤーのリフト。全て一式を更新はできるんですけども、今回のような一部分の更新作業はできないということで辞退をされました。

もう1者につきましては、ちょっと調査区期間が短かったというのと、加えて、その様々なリスクを考えて辞退をさせていただいたというように聞いております。

○議長（佐藤孝義君） ほかにありませんか。

11番、菅家忠君。

○11番（菅家 忠君） ちょっと金額が大きいものなので、その随意契約をされるということなので、地方自治法と地方自治法施行令に随意契約ができる場合というのがあります、記載がありますので、ちょっと堅い話で恐縮ですが、事務の手続き上、問題ありませんという、こういう場合、指名競争入札やりましたけど、こうだった。そのために随意契約ができる条件としては、この条項に則ってやったという、条項というか、条例の第何条だとか、そういったところ根拠に、少しご説明をしていただくほうが、より間違いがないかなと思いましたので、その辺りの説明をお願いしたいと思います。

○議長（佐藤孝義君） 総務企画課長、増田栄助君。

○総務企画課長（増田栄助君） 今ほどのご質問でございます。

地方自治法施行令第167条の2第1項第8号におきまして、入札に付して入札者がいない時ということで、只見町の場合、1者のみの指名競争入札は行っておりませんので、そういったことで、その条項によりまして応札のある方に見積もりを徴したということでご理解いただければと思います。

○議長（佐藤孝義君） よろしいですか。

1番、中野大徳君。

○1番（中野大徳君） 現在のリフトを設置した会社は現在あるんでしょうか。それとも今回の入札で辞退なさったんでしょうか。それとも今回、随意契約なさったところが今あるリフトの会社なのか。その辺を教えてください。

○議長（佐藤孝義君） 交流推進課長、梁取智之君。

○交流推進課長（梁取智之君） 現在の索道を整備しましたのでタイヘイ索道という会社でございました。現在はこの会社はございませんので、別の会社というところに入札のほうをお願いしたというところになってございます。

○議長（佐藤孝義君） よろしいですか。

ほかにありませんか。

4番、鈴木好行君。

○4番（鈴木好行君） 今ほどの説明で、8年度は1期工事として機械設備の製作という形で、9年、2期工事として取付を行うということなんですけれども、2期工事の予定はどのような

に伺っていますでしょうか。というのは、遅れば遅れるほど、降雪期に近くなるのかなと。

盆前には仕上がるとか、大体の見込みでいいですので教えてください。

○議長（佐藤孝義君） 交流推進課長、梁取智之君。

○交流推進課長（梁取智之君） 工期のほうを相談いたしまして、２期工事のほうは春先からスキー場が稼働する１２月前までには終わらせる。それより早く終わらせるというふうに計画はしておりますが、今、中東情勢があのようになっておりまして、例えば部品の購入が遅くなるとか、そういった場合は、リフトの運営のギリギリぐらいまでかかってしまうかもしれないというような状況で今は相談のほうをしてございます。

○議長（佐藤孝義君） ４番、鈴木好行君。

○４番（鈴木好行君） それであの、工事を２期に分けて行うということですが、支払いのほうは、例えば８年度の仕上がり部分で部分竣工としてみなして、その部分をお金を払う。そして、あと２期工事完成後に全てを払うというような形の支払い、工事金額の支払いですね、どのような形の支払いになるのでしょうか。

○議長（佐藤孝義君） 交流推進課長、梁取智之君。

○交流推進課長（梁取智之君） ただ今のご質問ですが、工期ごとに支払いを行います。

今回、第１期工事が終わりましたら、検査をいたしまして、この１期分の９，０２０万円をお支払いする。次、２期工事を行いまして、それはまた終わったらお支払いするというような予定になってございます。

○議長（佐藤孝義君） よろしいですか。

ほかに。

９番、齋藤猛君。

○９番（齋藤 猛君） 指名業者で２者、一部更新できない業者を２者入れた理由は何故でしょうか。お願いします。

○議長（佐藤孝義君） 総務企画課長、増田栄助君。

○総務企画課長（増田栄助君） 今回、４者、指名をさせていただきました。それにつきましては町に指名参加の出ている索道事業を行える事業者ということで指名をさせていただきました。

ただ、指名をする時点で、その、こういった部分をできるとか、この部分はできませんというようなところまでは、入札時点、こちらでは把握をして入札に臨んでございませんでし

たので、入札通知、発した後にそういった辞退なされたということでございますので、ご理解いただきたいと思います。

○議長（佐藤孝義君） ほかにありませんか。

10番、酒井右一君。

○10番（酒井右一君） 聞くか・聞かねえか迷ったんですが、予定価格8,245万円は、予定価格、入れる権利がある者が入れたと思いますが、どういう、根拠といたら、それほど、堅くなる話ですが、どういう経過で8,245万という予定価格を算出したかお伺いします。

なんでかというのと、これ、計算すると、8,200万、この業者が随契によって落とした金額に対して99.45パーセントほど、ほぼ100パーセント、正確な数字が出ておりますので、どういうふうにすると、こういう数字になるのかなということにわからないのでお伺いします。

○議長（佐藤孝義君） 総務企画課長、増田栄助君。

○総務企画課長（増田栄助君） まず予定価格につきましては、設計に基づく金額で設定をされているということでございます。

○議長（佐藤孝義君） ほかにありませんか。

〔「ありません」と呼ぶものあり〕

○議長（佐藤孝義君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これより討論に入ります。

討論ありませんか。

〔「ありません」と呼ぶものあり〕

○議長（佐藤孝義君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終わります。

採決いたします。

議案第29号 工事請負契約の締結については、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶものあり〕

○議長（佐藤孝義君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第29号は原案のとおり可決されました。

◇◇◇◇◇

◇◇◇◇◇

◇◇◇◇◇

◎延会の宣告

○議長（佐藤孝義君）　　ここでお諮りします。

本日の会議はこれで延会したいと思います、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶものあり〕

○議長（佐藤孝義君）　　ご異議なしと認めます。

本日はこれで延会することに決定いたしました。

上着の着衣を求めます。

本日はこれで延会します。

ご苦労様でした。

（午後3時47分）

